

鳥取県議会個人情報保護条例の解釈及び運用

(令和5年3月27日鳥取県議会事務局長伺定め)

最終改正 令和6年8月9日鳥取県議会事務局長伺定め

目次

はじめに	4
一第1章 総則一	
第1条 目的	5
第2条 定義	6
第3条 議会の責務	18
一第2章 個人情報等の取扱い一	
第4条 個人情報の保有の制限等	19
第5条 利用目的の明示	21
第6条 不適正な利用の禁止	22
第7条 適正な取得	23
第8条 正確性の確保	24
第9条 安全管理措置	25
第10条 従事者の義務	27
第11条 漏えい等の通知	29
第12条 利用及び提供の制限	33
第13条 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求	38
第14条 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求	39
第15条 仮名加工情報の取扱いに係る義務	41
第16条 匿名加工情報の取扱いに係る義務	43
第17条 個人情報ファイル簿の作成及び公表	45
第18条 死者に関する情報の取扱い等	50
一第3章 開示、訂正及び利用停止一	
一第1節 開示一	
第19条 開示請求権	51
第20条 開示請求の手続	53
第21条 保有個人情報の開示義務	59
第22条 部分開示	66
第23条 裁量的開示	68
第24条 保有個人情報の存否に関する情報	69
第25条 開示請求に対する措置	70

第26条	開示決定等の期限	72
第27条	開示決定等の期限の特例	74
第28条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	76
第29条	開示の実施	79
第30条	他の法令による開示の実施との調整	83
第31条	費用負担	84
－第2節 訂正－		
第32条	訂正請求権	86
第33条	訂正請求の手続	88
第34条	保有個人情報の訂正義務	90
第35条	訂正請求に対する措置	91
第36条	訂正決定等の期限	93
第37条	訂正決定等の期限の特例	94
第38条	保有個人情報の提供先への通知	95
－第3節 利用停止－		
第39条	利用停止請求権	96
第40条	利用停止請求の手続	98
第41条	保有個人情報の利用停止義務	100
第42条	利用停止請求に対する措置	101
第43条	利用停止決定等の期限	103
第44条	利用停止決定等の期限の特例	104
－第4節 審査請求－		
第45条	審理員による審理手続に関する規定の適用除外	105
第46条	審査会への必要的諮問	106
第47条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等	108
第48条	調査審議手続	110
－第4章 雑則－		
第49条	適用除外	114
第50条	開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等	115
第51条	個人情報等の取扱いに関する苦情処理	116
第52条	審査会への諮問	117
第53条	施行の状況の公表	118
第54条	委任	119
－第5章 罰則－		
第55条		120
第56条		122

第57条	123
第58条	124
第59条	125
改正履歴等	126
参考様式	127

はじめに

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)第51条の規定により、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)が改正され、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律」(平成15年法律第58号 ※令和4年4月1日廃止)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号 ※令和4年4月1日廃止)の3本の法律が1本に統合され、また、これまで各自治体の条例においてそれぞれ規定されていた地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の個人情報の保護に関する法律において全国的な共通ルールが規定された(令和5年4月1日施行)。

一方で、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が個人情報の保護に関する法律による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、同法第2条第11項第2号の「地方公共団体の機関」から基本的に除外され、同法による全国共通ルールは、直接には適用されないこととされた。

しかし、改正後の個人情報の保護に関する法律が施行される前から、個人情報の保護に関する条例等において議会も対象としている地方自治体は多く存在し、また、内閣官房の個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースによる「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」(令和2年12月)において、地方議会について「条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれる」と言及されるなど、議会においても個人情報保護制度が規定されていることが望ましいのは執行機関と同様であった。

そこで、全国都道府県議会議長会をはじめ三議長会が、総務省及び個人情報保護委員会と協議し、改正後の個人情報の保護に関する法律との整合性を勘案した条例のイメージ(例)を作成して各議会に提示し、本県議会においても、全国都道府県議会議長会から提示された条例のイメージ(例)を基にして、「鳥取県議会個人情報保護条例」を制定することとなった。

本条例は、このような経緯の中で制定されたものであるため、基本的に個人情報の保護に関する法律の各規定に対応する構成となっており、原則として同法による全国共通ルールに沿った解釈・運用がなされていくことが想定されている。本逐条解説は、そのような想定の下、同法に係る国のガイドライン等に沿って作成したものである。

なお、本逐条解説によってもなお疑義が生じた場合には、個人情報の保護に関する法律に関する規程類(国のガイドライン、逐条解説等)や県執行部の事例なども参考にして、解釈・運用を積み重ねていくことが肝要である。

－第1章 総則－

第1条（目的）関係

第1条 この条例は、鳥取県議会（以下「議会」という。）における個人に関する情報（死者に関する情報を含む。第3条において同じ。）の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第1 趣旨

本条は、鳥取県議会個人情報保護条例の目的を明らかにしたものであり、議会の事務の運営に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を第一次的目的とする趣旨である。

第2 解釈及び運用

- 1 条例の各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行わなければならない。
- 2 「個人に関する情報（死者に関する情報を含む。第3条において同じ。）の適正な取扱いに関し必要な事項を定める」とは、条例の目的を達成する手段として、死者に関する情報も含めて個人に関する情報の保護について必要な措置を定めることをいう。具体的には、第2章において個人情報の保有の制限等について定めている。これらの規定は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）では、生存する個人に関する情報のみが対象とされているが、本県では、死者に関する情報についても生存する個人と同様に取り扱うこととしている（第18条参照）。
- 3 「議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにする」とは、何人も、議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときはその訂正（追加又は削除を含む。）を請求する権利及び議会が条例に反して不適法に個人情報を取り扱っていると認めるときはその利用の停止、消去又は提供の停止を求める権利を有することを定めたものである。具体的には、第3章においてこれらの手続き等について定めている。
- 4 「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある個人の権利利益一般を指す。個人の人格的な権利利益と財産的な権利利益の双方を含む。

なお、個人の権利利益にはきわめて多種多様な権利利益が含まれ、具体的には、次のものが考えられる。

 - (1) 個人の秘密が公開されないこと。
 - (2) 自己の情報を知ること。
 - (3) 誤った情報、不完全な情報等により、自己に関して誤った判断がなされないこと。

第2条（定義）関係

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章、次章及び第5章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号。以下「情報公開条例」という。）第2条に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記載されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 14 この条例において「出資法人」とは、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費の総額の 2 分の 1 以上を支出している法人（地方独立行政法人を除く。）をいう。

第 1 趣旨

本条は、条例で使用される基本的な用語について定義したものである。

なお、第 1 項から第 13 項までの用語については、法に規定する用語の定義と同様である。

第 2 解釈及び運用

1 第 1 項関係

- (1) 本項は、条例の対象となる個人情報の範囲を定めたものである。
- (2) 本項の用語の意義は次のとおりである。

ア 「個人情報」に死者に関する情報を含まないこととしたのは、令和 3 年法律第 37 号による法改正により、地方公共団体及び地方独立行政法人を含めて、「個人情報」が生存する個人に関する情報に統一されたことによる。ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする「個人情報」に該当する。その趣旨は、開示請求権等を行使できるのは生存者であり、死者に関する情報が同時にその遺族等の個人情報ともいえる場合（死者の相続財産に関する情報が同時に相続人の情報となる場合、死者の遺伝情報が子の情報となる場合等）には、死者の情報を対象としなくても遺族等の個人情報として保護すれば足りること、裁判例も一般に死者の名誉毀損を認めていないこと等によるものと考えられる。

イ いかなる場合に死者の情報が同時に生存する個人の情報ともいえるかについての判断は必ずしも容易でなく、裁判所の判断も分かれることがあり、個別判断が必要になる。

ウ 一方、本県においては執行部（鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号））において死者に関する情報を個人情報に含めて保護してきた経緯がある。その理由は、死者の情報であっても適正に管理する必要があることと、実務上、すべての個人情報について、生存する個人の情報であるかどうか確認することが困難なためである。これらについては法により個人情報の定義が統一された後にも妥当するものであるから、本条例においても、「個人情報」の定義は法と合わせつつ、死者に関する情報について生存する個人と同様に保護する旨の規定を別途置くこととしている（第 18 条参照）。

エ 「個人」とは、県民に限らず、広く外国人も含めたすべての者をいう。法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しないが、役員、従業員等に関する情

報は法人等に関する情報であると同時に、個人に関する情報としての側面も持つことから、「個人情報」に含まれる。

オ 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

カ 「個人を識別することができる」とは、誰か1人の情報であることが分かることを意味し、「特定の個人を識別することができる」とは、識別される個人が誰か分かることを意味する。特定個人識別性の判断は、一般人の判断力・理解力により、当該情報を特定の個人に結びつけることが可能か否かが判断基準となる。

キ 「他の情報と容易に照合することができ」とは、個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合できる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者へ通常の業務では行っていない特別の照会を要する場合等であって照合が困難な状態や、照合のための特別のソフトを入手する必要がある場合は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。

ク 「個人識別符号」を個人情報として定義したのは、特定個人識別性の判断は、他の情報と容易に照合できるかどうかも考慮して行う必要があり、同種の情報であっても保有主体により判断が分かれることがあり得るため、個人識別符号として条例で定めるものについては個人情報として位置づけることにより、個人情報の範囲を明確化するためである。

(3) 個人情報に該当するものの一例

ア 本人の氏名

イ 生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

ウ 本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報

エ 特定の個人を識別できるメールアドレス (kojin_ichiro@example.com のように、メールアドレスだけの情報であっても、example 社に所属するコジンイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等)

オ 官報、電話帳、職員録、法定開示書類 (有価証券報告書等)、新聞、ホームページ、SNS 等で公にされている特定の個人を識別できる情報

2 第2項関係

個人識別符号の具体的な内容は、鳥取県議会個人情報保護条例施行規程 (以下「条例施行規程」という。) 第3条において、次のとおり定めている。なお、この内容は、個人情報の保護に関する法律施行令 (平成15年政令第507号。以下「政令」という。) 第1条及

び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条～第 4 条と同様である。

条例施行規程

（個人識別符号）

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 11 項に規定する保険者番号及び同条第 12 項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 11 項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第 19 条の 4 第 1 項第 4 号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号

(10) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号

- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号

3 第 3 項関係

- (1) 「議長が定める記述等」の具体的な内容は、条例施行規程第 4 条において、次のとおり定めている。なお、この内容は、政令第 2 条及び規則第 5 条と同様である。

条例施行規程

（要配慮個人情報）

第 4 条 条例第 2 条第 3 項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(2) 各用語の意義は、次のとおりである。

ア 人種

(ア) 人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

(イ) 「人種」とは、身体的、生物学的な特徴からの人の分類概念をいう。(例：白色人種、黄色人種、黒色人種等の人の分類)

(ウ) 「世系」とは、祖先から代々続いている血統（例：日系 3 世、在日韓国・朝鮮人）をいい、「民族」とは、文化や出自を共有することからくる親近感を核にして歴史的に形成された、共通の帰属意識をもつ人々の集団（例：ラテン民族）をいい、「種族」とは、同一の人種系統・言語系統・文化系統に所属すると思われる人々の客観的分類の単位（例：「アイヌ」であることは「民族的又は種族的出身」に該当する）をいう。

(エ) 国籍については、法的地位であり、その有無により法の適用において異なる取扱いがされる場合が予定されているので、それを取り扱うことが直ちに不当な差別に利用されるものではなく「人種」には該当しない。

イ 信条

(ア) 個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。

(イ) 思想に関する個人情報とは、政治的信条など個人の信念や人格形成の核心をなす人生観、世界観、倫理観が表れた情報をいう。ただし、性格、趣味、嗜好等は該当しない。

(ウ) 信仰に関する個人情報とは、超自然的、超人間の本質（神、仏、霊等）の存在を確信し、畏敬崇拝する信条と行為に関する情報であり、信仰する宗教、宗派、宗教上の儀式や行為等に関する情報が該当する。なお、宗教に関する書籍の購買情報は、信仰を推知させる情報であり、信仰に関する情報ではないので、ここでいう「信条」には含まれない。

ウ 社会的身分

(ア) ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない（例：非嫡出子であること）。

(イ) 被差別部落の出身である事実の有無等に関する情報を含む。

エ 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。

オ 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。刑の執行のため刑務所に収容された事実、刑務所を出所した事実も、有罪判決が確定した事実を示すので、「犯罪の経歴」に関する情報になる。

カ 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

キ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

次の（ア）から（エ）を特定させる情報をいう。この他、当該障がいがあること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害福祉サービスを受けていること又は受けていたこと）も該当する。

（ア）「身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害」があること

（例：医師の診断を受けたこと（別表に掲げる障がいの名称や程度に関する情報を含む。）、身体障害者手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（別表に掲げる障がいの名称や程度に関する情報を含む。）、本人の外見上明らかに別表に掲げる障がいがあること）

（イ）「知的障害者福祉法にいう知的障害」があること

（例：医師の診断を受けたこと（障がいの程度に関する情報を含む。）、療育手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障がいの程度に関する情報を含む。））

（ウ）「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害（発達障害者支援法第2条第1項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があること

（例：医師の診断を受けたこと（障がいの程度に関する情報を含む。）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、これを所持していること又は過去に所持していたこと（障がいの程度に関する情報を含む。）

（エ）「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの」があること

（例：医師により、主務大臣が定める特殊の疾病による障がいにより継続的に日常生活又

は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する情報を含む。))

ク 本人に対して医師等により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断等の結果

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。健康診断等の結果が正常であるかどうかを問わない。

なお、健康診断等を受診したという事実は該当せず、また、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断等とは関係ない方法により知り得た場合には該当しない。

ケ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(ア)「心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。

(イ)「診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等が該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。

(ウ)「調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する施設において調剤の過程で患者の身体の状態、病状、治療状況等について、薬剤師（医師又は歯科医師が自ら調剤する場合も含む。）が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

コ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜査、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと

本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続きが行われたという事実が該当する。刑事手続きは、公的機関により犯罪の嫌疑を前提に進められるものであるため、逮捕、検察官送致、公訴の提起がされた場合、社会的には、被疑者又は被告人が犯罪に関与したとの推測がされてしまうのが通常であるため、犯罪の嫌疑を受けたにとどまる情報であっても、本人に不利益を及ぼすことが一般的であると考えられる。

他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。

サ 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続きが行われたという事実が該当する。少年法に基づく保護処分の決定を受けたことは「犯罪の経歴」には当たらない。また、同法に基づく手続きがとられたことは刑事手続を受けたことに当たらない。しかし、同法に基づく手続等を受けたという事実は、「犯罪の経歴」や刑事手続の対象となった事実と同じく、本人に対する差別、偏見その他の不利益を生じさせるおそれがあり、また、本人の更生を妨げるおそれがある。

(3) なお、(2)に掲げる情報を推知させる情報に過ぎないものは、要配慮個人情報には含まない。

4 第4項関係

(1) 「職務上作成し、又は取得した」とは、職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場、すなわち公的立場において作成し、又は取得した場合をいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。

(2) 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。したがって、職員が職務に関連して私的に作成したメモや備忘録は「組織的に利用する」ものではない。

(3) 「保有」とは、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合であっても、これに含まれ得る。

(4) 個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、「保有個人情報」は公文書に記録されているものに限ることとしている。したがって、職員が単に記憶しているに過ぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。

5 第5項関係

(1) 「一定の事務」とは、議会事務局の所掌事務又は業務の一部又は全部であって、その個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務又は業務をいう。

(2) 「体系的に構成したもの」とは、利用目的、記録項目の内容が共通する個人情報が一定の基準に基づいて配列されていることを意味する。

(3) 第1号の電算処理ファイルは、データベース化されているため、特定の個人を容易に識別することができることから、正当な理由がないのに個人の秘密が記録された個人情報ファイルを提供する行為を厳罰に処す（第55条参照）など、第2号のマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルよりも厳格な保護措置を講じている。マニュアル処理に係る個人情報ファイルとしては、探そうとする特定の個人の情報が直ちに検索することができるもの、例えば、人名が容易に検索できるように五十音順に配列され

ているもの（診療録、学籍簿、通勤簿、指導要録等）が想定される。

6 第7項関係

- (1) 仮名化は、個人データ内の氏名のように、特定の個人を直接に識別できる記述をランダムに付された仮名等の他の記述に置き換えることなどによって、加工後のデータそれのみでは特定の個人を識別できないようにする加工方法である。仮名化の場合には、加工前のデータと加工後のデータの対応関係を示す「対照表」が作成されるのが一般的であり、仮名化を行った個人情報取扱事業者においては、加工後のデータと「対照表」を容易に照合できる場合には、特定の個人を識別することが可能であり、また、加工前の個人データを復元することが可能である。この点で、特定の個人を識別することも加工元の個人情報を復元することもできない匿名加工情報の作成とは異なることになる。
- (2) 仮名加工情報に求められる「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない」という要件は、加工後の情報それ自体により特定の個人を識別することができないような状態にすることを求めるものであり、当該加工後の情報とそれ以外の他の情報を組み合わせることによって特定の個人を識別することができる状態にあることを否定するものではない。

7 第8項関係

匿名加工情報とは、①特定の個人を識別できないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、②当該個人情報を復元できないようにしたものをいうが、①②ともに、通常人の能力を基準とするものであり、いかなる方法をもってしても絶対に特定の個人を識別できないこと、特定の個人情報を復元できないことまで要求するものではない。

8 第9項関係

- (1) 「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。
- (2) 統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。
- (3) 個人関連情報に該当するものの一例※
 - ア Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴
 - イ メールアドレスに結びついた、ある個人の年齢・性別・家族構成等
 - ウ ある個人の行政サービスの利用履歴
 - エ ある個人の位置情報
 - オ ある個人の興味・関心を示す情報

※例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報に該当しないものがあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別するこ

とができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。

9 第 14 項関係

出資法人は、県から出資され、公共的な活動をしている公共的団体であり、出資法人に関する情報は、地方公共団体、独立行政法人等に関する情報と同様の取扱いをするのが適当であることから、本規定により定義規定を置くこととしている（第 21 条参照）。

第3条（議会の責務）関係

第3条 議会は、その保有する個人に関する情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第1 趣旨

本条は、個人に関する情報の保護について議会の一般的責務を定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 議会が保有する個人に関する情報（死者に関する情報を含む。）の適正な取扱いを確保する義務について規定したものである。
- 2 「必要な措置」には、議会が保有する個人情報に関する苦情処理も含まれる。
- 3 なお、法第12条において「地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、ここにいう「地方公共団体」には地方議会も含まれるが、一般的責務規定であり、条例に重ねて規定することは差し支えないものとして、本条を置いている。

第2章 個人情報等の取扱い

第4条（個人情報の保有の制限等）関係

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに次章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

第1 趣旨

個人情報が無限定に取り扱われ、個人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するためには、まず、個人情報の利用目的が明確にされ、以後、その利用目的に沿って適切に取り扱われることが必要であることから、個人情報の保有の制限等について規定するものである。

第2 解釈及び運用

1 第1項関係

(1) 「その権限に属する事務」には、法令（条例を含む。）において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務や、作用法上規定されている事務が含まれる。

(2) 「その利用の目的をできる限り特定」とは、個人情報がどのような事務の用に供され、どのような目的で使われるかをできるだけ具体的、個別的に特定することを求める趣旨であり、また、利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならない。

2 第3項関係

(1) いったん特定された利用目的が無限定に変更されることになれば、利用目的を特定した実質の意味は失われることから、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、利用目的を変更することができる。

(2) 「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、変更後の利用目的を想定することが困難でない程度の関連性を有することをいう。

(3) 「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、恣意的な判断による変更を認めるものではない。

(4) 利用目的以外の目的のための利用及び提供が恒常的に行われる場合は、本項に基づく利用目的の変更には該当し、臨時的に行われる場合は、第12条の規定に基づく利用目的以外の目的のための利用及び提供に該当する。なお、利用目的以外の目的のための利用及び

提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を設定しておく必要がある。

第5条（利用目的の明示）関係

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

第1 趣旨

申請書やアンケート調査票等、本人が書面に記載等することで提出するものは、その多くが保有個人情報として保有され、その後における事務や事業の運営の基礎資料として利用されることになると考えられることから、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、特に利用目的を明示することを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」について、利用目的の明示の方法としては、申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法も考えられるが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要である。
- 2 他方、議会に対して一方的に個人情報をその内容に含む書面が送りつけられてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」利用目的を明示することが不可能であり、そのような場合についてまで「あらかじめ」利用目的を明示しなければならない義務を課すものではない。
- 3 第1号は財産も保護法益になっているため、「人」には法人その他の団体を含む。
- 4 「国の機関」には、行政機関のみならず、裁判所及び国会も含まれる。「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」かどうかについて一般的な基準を定めることは困難であり、社会通念により個別具体的に判断せざるを得ないが、例えば、利用目的を明示することにより、以後の個人情報の収集が困難になる場合、被疑者の逃亡・証拠隠滅につながる場合、適正な判断・評価に支障を及ぼす場合などはこれに該当すると考えられる。

第6条（不適正な利用の禁止）関係

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

第1 趣旨

本条は、議会が個人情報の不適正な利用を行うことを禁止する規定である。

第2 解釈及び運用

- 1 「違法又は不当な行為」とは、法令・条例等に違反する行為や、直ちに違法とはいえな
いものの、法令・条例等の制度趣旨又は公序良俗に反する行為など、社会通念上適正とは
認められない行為をいう。
- 2 「おそれ」の有無は、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判
断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点に
おける認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、議会が第三者に個人情報を提
供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、
当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点にお
いて、提供した個人情報が違法に利用されることについて、一般的な注意力をもってして
も予見することができない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

第7条（適正な取得）関係

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

第1 趣旨

個人情報の不正取得が許されないことは当然であるが、もしそのような事態が発生すれば県民の信頼を著しく損なうこととなるため、明文の規定を設けるものである。

第2 解釈及び運用

「不正の手段」とは、暴行・脅迫等の手段により取得した場合や個人情報の取得について定めた個別の法令・条例等に違反して取得した場合等である。

なお、例えば、個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。

第8条（正確性の確保）関係

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の実事と合致するよう努めなければならない。

第1 趣旨

個人情報は利用目的に沿って利用されるとともに、利用目的の達成に必要な個人情報は保有を制限されている（第4条）ため、利用目的の達成に必要な範囲で正確性が求められることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 利用目的によっては、例えば①過去の一定時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実を必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて必要な範囲内で正確性を確保すれば足りる。
- 2 本条は、誤った個人情報の利用により、誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を総合的に勘案してなされる。したがって、本条における正確性の確保の対象は「事実」にとどまり、評価・判断の内容そのものには及ばない。なお、評価・判断の内容そのもの単体は「事実」に含まれないが、「個人Aが〇〇と評価・判断された」、「評価者Bが〇〇と評価・判断した」という情報は「事実」に含まれる。
- 3 正確性の確保のための措置としては次のものがある。
 - ア 記録、収集時の確認等
 - イ 誤り発見の際の訂正
 - ウ 記録の定期更新
 - エ 管理期間の設定

第9条（安全管理措置）関係

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

第1 趣旨

保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容の安全管理措置が求められることを定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 「安全管理のために必要かつ適切な措置」には、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置及び外的環境の把握があり、それぞれ以下のようなものが挙げられる。また、保有個人情報の取扱いの委託に当たって、委託に関する契約条項の中に再委託の際の条項等適切な安全管理のための条項を含めることや、委託先に必要かつ適切な監督を行うことも必要な措置に含まれる。

(1) 組織的安全管理措置

- ア 組織体制の整備
- イ 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用
- ウ 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備
- エ 漏えい等の事案に対応する体制の整備
- オ 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

(2) 人的安全管理措置

従事者の教育

(3) 物理的安全管理措置

- ア 個人情報を取り扱う区域の管理
- イ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ウ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- エ 個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄

(4) 技術的安全管理措置

- ア アクセス制御
- イ アクセス者の識別と認証
- ウ 外部からの不正アクセス等の防止
- エ 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

(5) 外的環境の把握

ア 保有個人情報を取り扱われる区域の特定

イ 県外（外国を含む。）の個人情報の保護に関する制度等の把握

- 2 求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。

なお、「その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置」には、議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。

第 10 条（従事者の義務）関係

第 10 条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第 2 項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 1 趣旨

本条は、個人情報の取扱いに従事する者に対して、職務上知り得た個人情報を適正に取り扱う義務があることを定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 「職員であった者」とは、議会事務局を退職、失職若しくは免職により離職した者又は議会事務局以外に転出若しくは出向した者をいう。
- 2 「その業務に関して知り得た個人情報」には、たとえ担当外の事項であっても職務に関連して知り得た個人情報も含まれる。個人の秘密であるか、すなわち秘匿性のあるものか、まだ知られていないものであるかを問わない。また、その対象は、電子計算機処理されている個人情報か否かも問わない。
- 3 本条では、単に「個人情報」とし、「保有個人情報」としていない。これは、組織としての利用又は保有に至らず、行政文書等に記録されないような個人情報であっても、適切に取り扱う必要があるからである。
- 4 「みだりに他人に知らせ」とは、個人情報を他人に知らせることが自己の権限や事務に属さない場合又は自己の権限や事務に属する場合でも正当な理由なく知らせることをいう。
- 5 「不当な目的に利用」とは、正当な事務の執行を逸脱し自己又は他人の私的利益のために個人情報を使用する場合、他人の正当な利益や社会公共の利益に反して個人情報を使用する場合等をいう。
- 6 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条第 1 項の守秘義務の規定は、職員が職務上知り得た秘密を対象としているのに対し、本条では、個人情報であれば秘密に該当しないものも対象となる。
- 7 職員が本条の規定に違反した場合は、結果として地方公務員法第 32 条の法令等に従う義務に違反したことになり、同法第 29 条の懲戒処分の対象となり得る。また、個人の秘密を漏らした場合は、守秘義務違反による罰則（地方公務員法第 34 条及び第 60 条）の適用があり得る。
- 8 本条に違反した者が委託業務の従事者である場合は、委託契約の内容（委託契約において、本条に違反した場合の報告、契約の解除など必要な内容を規定することが求められ

る。)に基づき、契約の解除事由になり得る。

- 9 本条に違反して個人情報の不適正な取扱いをした職員や委託業務の従事者（過去に職員であった者及び従事者であった者も含む。）については、第 55 条及び第 56 条に規定する罰則が適用され得る。

第 11 条（漏えい等の通知）関係

第 11 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第 21 条に規定する不開示情報のいずれかが含まれるとき。

第 1 趣旨

本条は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合、本人がその事実を把握できなければ自己の権利利益を保護するための措置（例：クレジットカードの盗難届による失効化）を講ずることができないため、本人へ通知する義務があることを定めたものである。

第 2 解釈及び運用

1 保有個人情報の漏えいに該当する一例

- (1) 保有個人情報が記載された書類を第三者に誤送付した場合
- (2) 保有個人情報を含むメールを第三者に誤送信した場合
- (3) 複数の外部関係者宛のメールにおいて、送信設定を「BCC」とすべきところを誤って「CC」としたため、受信した外部関係者において別の外部関係者のメールアドレス（保有個人情報に該当するもの）を認識できる状態となった場合
- (4) 情報システムの設定ミス等によりインターネット上で保有個人情報の閲覧が可能な状態となっていた場合
- (5) 保有個人情報が記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合
- (6) 不正アクセス等により第三者に保有個人情報を含む情報が窃取された場合
- (7) 保有個人情報の開示請求を受け、本来は非開示とすべき第三者の保有個人情報を誤って開示した場合

※なお、保有個人情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。

2 保有個人情報の滅失に該当する一例

- (1) 保有個人情報が記録された帳票等を誤って廃棄した場合
- (2) 保有個人情報が記載・記録された書類・媒体等を議会事務局の内部で紛失した場合
※外部で紛失（流出）した場合には、保有個人情報の漏えいに該当する。

3 保有個人情報の毀損に該当する一例

- (1) 保有個人情報の内容が改ざんされた場合
- (2) 暗号化処理された保有個人情報の復元キーを喪失したことにより復元できなくなっ

た場合

(3) ランサムウェア等により保有個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合

※同時に保有個人情報が窃取された場合には、保有個人情報の漏えいにも該当する。

- 4 「保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるもの」として、条例施行規程第5条第1項において、次のとおり定めている。なお、この内容は、規則第43条と同様である。

条例施行規程

(本人に対する通知等)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

例えば、次のような事例がそれぞれ該当するものと考えられる。

- (1) 医療機関の診療情報を含む保有個人情報を記録した文書を紛失した場合…第1号に該当
 - (2) クレジットカード番号を含む保有個人情報が漏えいした場合…第2号に該当
 - (3) 不正アクセスにより保有個人情報が漏えいした場合、職員が保有個人情報を不正に持ち出して第三者に提供した場合…第3号に該当
- 5 「不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為」の主体には、第三者のみならず、職員も含まれる。また、不正行為の相手方である「議会」には、第三者に個人情報の取扱いを委託している場合における当該第三者（委託先）及び議会が個人情報を取り扱うに当たって第三者の提供するサービスを利用している場合における当該第三者（サービス提供事業者）も含まれる。
- 6 「取得しようとしている個人情報」に該当するかどうかは、個人情報の取得手段等を考慮して客観的に判断する。

例えば、次のような事例がそれぞれ該当するものと考えられる。

(1) ウェブサイト（例：電子申請など）の入力ページが第三者に改ざんされ、ユーザーが当該ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合であり、かつ、当該ページに入力される個人情報を議会事務局の職員が取得することを予定していたとき

(2) 第三者により宛先の改ざんされた返信用封筒を送付した結果、当該返信用封筒により返信された書類に記入された個人情報が当該第三者に送付された場合であり、かつ、当該書類に記入された個人情報を議会事務局の職員が取得することを予定していたとき

7 「本人の数」は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数をいう。事態が発覚した当初 100 人以下であっても、その後 100 人を超えた場合には、100 人を超えた時点で該当することになる。本人の数が確定できない漏えい等において、漏えい等が発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数が最大 100 人を超える場合には該当する。

8 通知すべき内容については、条例施行規程第 5 条第 2 項において、次のとおり定めている。

条例施行規程

第 5 条第 2 項 議長は、条例第 11 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前項第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

9 「当該事態の状況に応じて速やかに」とは、速やかに通知を行うことを求めるものであるが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する。

※その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例

(1) 漏えいした複数の保有個人情報がインターネット上の掲示板等にアップロードされており、当該掲示板等の管理者に削除を求める等、必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合

(2) 漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合

10 本人に通知すべき事項について、全て判明するまで本人への通知をする必要がないというのではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある

る。

(1)「概要」について

発生日、発覚日、発生事案、発見者、条例施行規程第5条第1項各号該当性、委託元及び委託先の有無、事実経過等を通知する。

(2)「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目」について

当該保有個人情報（条例施行規程第5条第1項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目について、媒体や種類（県民の情報、職員の情報の別等）とともに通知する。

(3)「その他参考となる事項」について

条例施行規程第5条第2項第1号から第4号までの事項を補完するため、当該事態を把握する上で参考となる事項や当該本人の権利利益を保護するため必要となる事項を通知する。

11 「本人への通知が困難な場合」に該当する一例

ア 保有する個人情報の中に本人の連絡先が含まれていない場合

イ 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡することができない場合

12 「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置」に該当する一例

ア 事案の公表

イ 問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの保有個人情報が対象となっているか否かを確認できるようにすること

13 第21条に規定する不開示情報は、保有個人情報の本人から開示請求があった場合にも不開示決定をしなければならないものであるから、本人に通知することもできないものである。

14 本条は本人への通知について規定したものであるが、漏えい等が発生した場合は、事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等についての公表等、本人への通知以外の措置についても検討すべきである。

15 本条の規定に該当しない場合であっても、漏えい等が発生した場合には、本人の権利利益を保護するため必要な範囲において、可能な限り本人への情報提供に努めるべきである。

第12条（利用及び提供の制限）関係

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者若しくは警察本部長、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(表) 略

第1 趣旨

保有個人情報が本来の利用目的以外の目的のために利用・提供された場合、本人の予期せぬ利用等による不安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシー侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させる。このため、本条は、法令に基づく場合を除き、

利用目的以外の利用・提供を原則として禁止し、一方で、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、県民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、他の行政の遂行のために有効利用を図ることも必要であり、また、本人の利益や社会公共の利益のために利用目的以外に利用・提供することが要請される場合もあることから、このような場合にあっては、個人の権利利益の保護の必要性和個人情報有用性を衡量し、例外的に利用目的以外の利用・提供ができることとしたものである。

第2 解釈及び運用

1 第1項関係

(1) 「法令に基づく場合」は、保有個人情報の利用及び提供が必要との立法意思が既に明らかにされており、また、当該法令によって保護すべき権利利益が明確で、その取扱いも当該法令の規定に照らして合理的な範囲に限って行われるものであることから、例外的に利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用及び提供することができる。ここでいう「法令」には、法律及び法律に基づいて制定される各種の政令、府省令等が含まれるが、行政機関の長等が所管の機関又は職員に対して命令又は示達を行うための内部的な訓令若しくは通達は含まれない。また、地方公共団体が制定する条例は、「法令」の委任に基づき定められたものは本項にいう「法令」に含まれるが、それ以外のものは「法令」に含まれない。

(2) 本項は、法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではない。実際に利用及び提供をすることの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。

(3) 該当し得る法令の例

ア 国会法（昭和22年法律第79号）第104条

イ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条第4項

ウ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項及び第507条

エ 弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2

オ 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第186条、第223条第1項及び第226条

カ 総務省設置法（平成11年法律第91号）第6条第2項

2 第2項関係

(1) 本項各号のいずれかに該当する場合、目的外利用・提供が認められるが、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではない。そのため、個人が識別されない形での利用・提供で目的を達成できるのであれば、できる限りそのようにすべきである。また、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができないものである。例えば、本人の同意があったとしても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利

益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。

- (2) 「不当に侵害する」とは、個人の権利利益の侵害の程度が、利用し又は提供する個人情報内容及び個人情報を利用し又は提供を受ける事務の目的等に照らして、妥当性を欠くことをいう。
- (3) 目的外利用・提供に当たっては、本条のほか、第10条の従事者の義務及び地方公務員法第34条の守秘義務に留意し、その範囲を検討する必要がある。
- (4) 「本人の同意」は、必ずしも書面によることを要しないが、同意の有無をめぐる事後の紛争を避ける観点から、書面によることが望ましい。また、本人が利用目的、提供先等を限定して同意した場合は、利用・提供の範囲は当該同意の範囲内に限られる。保有個人情報が利用目的以外の目的のために利用され、又は提供されることについて本人が同意したことによって生ずる結果について、当該本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であり判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。
- (5) 「本人に提供するとき」は、本人から相談を受けて本人に関する情報を提供する場合を想定しており、第19条の規定に基づく本人からの開示請求に応じて開示する場合は含まれない。この場合においても、提供に当たっては、提供先が本人であることについての確認が必要であり、開示請求における本人確認の方法等も参考に、適切に対応する必要がある。
- (6) 「相当の理由があるとき」とは、議長の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、議長が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。
- (7) 「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とは、保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。これらの場合には、提供した保有個人情報について特定の個人が識別することができない形で用いられることが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公共性も高いと考えられることから、利用目的以外の目的のための利用及び提供の原則禁止の例外としたものである。
- (8) 「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれる。

(提供することが明らかに本人の利益になると考えられる一例)

ア 傍聴席で体調を崩した傍聴者の住所・氏名を救急隊員に知らせる場合

イ 議員が災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合

(9) 「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとす
る趣旨である。具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、
②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく
困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提
供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、
特別の理由が必要である。

(特別の理由があるものと考えられる事例)

ア 議員が出席する会議等の主催者に対して、出席議員の略歴等を提供すること。

イ テロ対策のため、警察や国際機関等に個人情報を提供すること。

(10) 本項第2号から第4号に該当する場合、目的外利用・提供が可能なものであるが、本
人の意向を確認することが容易に可能である場合は、できる限り本人の同意も得ること
が望ましい。

(11) 本項第3号又は第4号の規定に基づき保有個人情報を提供する場合、必要に応じて、
第13条に規定する措置要求を行うことを検討すべきである。

3 第5項関係

本項は、マイナンバーについては厳格な取扱いが法定されていることから、行政手続に
おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
第30条第1項の規定による法の適用除外・読替規定に即して、本条例においても同様の
規定を置いたものである。

4 死亡した個人に関する情報の目的外利用・提供について

本条例第18条において、死亡した個人に関する情報の取扱いについて、生存する個人
に関する情報の取扱いに係る規定の例によることとされているため、本条第2項の規定
の例により死亡した個人に関する情報の目的外利用・提供が可能であるが、死者の真意は
確認できないこと、また、利用・提供されたことに対して死亡した本人は不服を主張す
ることができないことから、死亡した個人に関する情報についての本条第2項の適用につ
いては、遺族の意向を丁寧に確認するなど、より慎重に検討する必要がある。

(1) 第2項ただし書関係

ア 「本人」が死亡している場合、権利義務の帰属主体とはなり得ないが、生存中に有し
ていた人格的利益はその死後においても引き続き生存中と同様の法的な保護を受ける
べきであり、当該権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、目的外
利用・提供はできない。

イ 「第三者」には、当該死者の遺族や子孫も含まれる。

ウ 例えば、死亡した未成年者の生存中に、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年
法律第82号)第12条第1項の規定による面会等の制限を受けていた保護者に対して

当該死亡した未成年者の個人情報を提供することは、死亡した本人又は第三者（児童虐待を行わなかった保護者等）の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものとして、本項ただし書を適用することが考えられる。

(2) 第2項第1号関係

「本人」が死亡している以上、「本人の同意」を得ることや「本人に提供」することを想定できないため、死者について本号の「例による」ものではない（第18条参照）。なお、当該死者の生存中の意向が明らかであること、当該死者の遺族の同意があること、提供先が近い関係の遺族であること等は、第4号の「特別の理由」の一要素として検討すべきである。

(3) 第2項第4号関係

ア 「本人」が死亡している以上、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる」ことを想定できないため、死者について本号のうち当該部分の「例による」ものではないことは、第1号と同様である（第18条参照）。

イ 死亡した個人に関する情報の目的外利用・提供については、2の(7)及び(9)の考え方と同様であるが、「特別の理由」については、第三者に提供する場合の死亡した本人の遺族（配偶者、子、親など）の意向や、遺族に提供する場合の当該遺族が法令の規定により又は社会通念に照らして当該情報を知ることができ、又は知ることが予定されているものと認められるかどうかという観点からも検討が必要である。

ウ 特別の理由があるものとして死亡した個人に関する情報の目的外利用・提供が考えられる一例

(ア) 教育施設、保育施設等で発生した未成年者の死亡事故に関する議会での審議内容について、当該死者の父母（親権者）に提供する場合

(イ) 死亡した議員に対する叙勲等の受章のため、遺族（配偶者等）の同意を得たうえ、主催者に必要な情報を提供する場合

(ウ) 政務活動費の返還請求に関して、未返還の段階で死亡した議員の相続人に対して、返還すべき金額等の情報を提供する場合

(エ) 災害や事故に遭って死亡した者の情報を遺族に提供する場合

第13条（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）関係

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第1 趣旨

本条は、他の行政機関その他の第三者に提供される保有個人情報について、利用目的以外の利用や漏えい等を防止するため、必要があると認めるときは、受領者に対して必要な措置を講ずることを求めることを定めるものである。

第2 解釈及び運用

- 1 受領者に対して措置要求を行う「必要がある」かどうかは、提供する保有個人情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法等を勘案して、個別具体的に判断することになる。
- 2 提供に係る保有個人情報について付与する制限又は措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求、当該保有個人情報について訂正決定（第35条第1項）を行った場合において提供先に対して訂正に応ずべき旨を求めること等が考えられる。
- 3 必要に応じて、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供の停止や、提供した保有個人情報の返却等を求めることが必要である。

第 14 条（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）関係

第 14 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第 1 趣旨

本条は、個人関連情報を第三者に提供した結果、提供先において個人が識別される個人情報となり、本人の権利利益が侵害される可能性があることから、このような権利利益の侵害を防ぐために、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（第 13 条）に準じた規律を設けるものである。

第 2 解釈及び運用

1 「個人情報として取得する」とは、提供先の第三者において、個人情報に個人関連情報を付加する等、個人情報として利用しようとする場合をいう。提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、識別子（ID）等を介して提供先が保有する他の個人情報に付加する場合には、「個人情報として取得する」場合に該当する。提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人情報にひも付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人情報との容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人情報として取得する」場合には直ちに該当しない。

2 「想定される」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 提供先の第三者において個人情報として取得することを現に認識している場合

(2) 提供元において現に想定していない場合であっても、提供先の第三者の事務・事業の内容等の客観的事実情に照らし、一般人の認識を基準に通常想定することができる場合

3 2（1）に該当する一例

(1) 議会側から個人情報を保有する提供先の第三者に対し、識別子（ID）等を用いることで個人関連情報を個人情報とひも付けて取得することが可能であることを説明している場合

(2) 議会側が、提供先の第三者から、個人関連情報を受領した後に個人情報とひも付けて取得することを告げられている場合

4 2（2）に該当する一例

個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を氏名等とひも付けて利用することを念頭に、そのために用いる識別子（ID）等も併せて提供する場合

5 提供先の第三者との契約等において、提供先の第三者において、提供を受けた個人関連情報を個人情報として利用しない旨が定められている場合には、通常、「個人情報として

取得する」ことが想定されず、本条は適用されない。もっとも、提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人情報として利用することがかわれる事情がある場合には、当該事情に応じ、別途、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いも確認した上で「個人情報として取得する」ことが想定されるかどうか判断する必要がある。

- 6 措置要求を行う「必要がある」かどうかは、提供する個人関連情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法等を勘案して、個別具体的に判断することになる。
- 7 提供に係る個人関連情報について付与する制限又は措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人関連情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る個人関連情報の取扱い状況（※）に関する所要の報告の要求等が考えられる。
(※) 提供先においては「個人情報」として取得されるため、安全管理措置や提供の制限等、個人情報の取扱いに関する法の規律が適用されることから、提供時に提供先に注意喚起を行うことも考えられる。
- 8 必要に応じて、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供の停止や、提供した個人関連情報の返却等を求めることが必要である。

第 15 条（仮名加工情報の取扱いに係る義務）関係

- 第 15 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 50 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。
- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第 1 趣旨

仮名加工情報は、イノベーションを促進する観点から、専ら内部分析に用いる個人情報について民間部門に創設された制度であり、議会自身が仮名加工情報を作成する場合を想定した規定は設けられていない。一方で、法令に基づき民間事業者等から個人情報には該当しない仮名加工情報を取得した場合等には、随意に外部提供等を行い得ることとなってしまうことから、個人の権利利益を保護するため、取得した仮名加工情報の第三者提供や識別行為等について一定の規律を設けている。

第 2 解釈及び運用

- 1 仮名加工情報については、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有している等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にある場合には、当該仮名加工情報は「個人情報」に該当するが、既に作成された仮名加工情報のみを取得した場合など、そのような状態にない場合には、当該仮名加工情報は「個人情報」に該当しない。本条は、仮名加工情報のうち、「個人情報」に該当しないものを対象としている。なお、仮名加工情報のうち、「個人情報」に該当するものについては、本条の対象

とはならないが、個人情報に関する本条例の規律の適用を受ける。

2 第2項関係

- (1) 安全管理措置の具体的な内容については、第9条を参照のこと。
- (2) 仮名加工情報には識別行為の禁止義務や本人への連絡等の禁止義務が課されていることから、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報を取り扱う者が不適正な取扱いをすることがないように、仮名加工情報に該当することを明確に認識することができるようにしておくことが重要である。そのため、仮名加工情報を取り扱う者にとってその情報が仮名加工情報である旨が一見して明らかな状態にしておくことが望ましい。

3 第3項関係

- (1) 「他の情報」に限定はなく、特定の本人を識別する目的を持って行う行為であれば、個人情報及び匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。
- (2) 識別行為に当たらない取扱いの一例
 - ア 複数の仮名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること。
 - イ 仮名加工情報を個人と関係のない情報（例：気象情報、交通情報、特定の財やサービスの取引高）とともに傾向を統計的に分析すること。
- (3) 識別行為に当たる取扱いの一例
 - ア 個人情報と仮名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること。
 - イ 仮名加工情報を、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること。

4 第4項関係

「電磁的方法」について、条例施行規程第6条において、次のとおり定めている。なお、この内容は、規則第49条と同様である。

条例施行規程

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）により送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

第1号は、いわゆるショートメール（SMS）を送信する方法であり、第3号は、例えばSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能によりメッセージを送信する方法が該当する。

第 16 条（匿名加工情報の取扱いに係る義務）関係

第 16 条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前 2 項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第 1 趣旨

議会において匿名加工情報に係る提案募集を行うことや匿名加工情報を作成することは想定されず、当該場面を想定した規定は設けられていない。一方で、法令に基づき他者から匿名加工情報を取得した場合等には、本条による匿名加工情報の取扱いに係る義務に従い、適切に取り扱わなければならない。

第 2 解釈及び運用

1 議会においては、匿名加工情報に係る提案募集や匿名加工情報の作成を行うことは想定されないが、他者が作成した匿名加工情報を取得することは理論上あり得ることから、本条は専ら取得した場合の取扱いのみを規定している。本条例においては、法第 44 条や第 123 条第 1 項の規定のような匿名加工情報の第三者提供に係る条項を設けておらず、法において民間事業者や行政機関等に対して匿名加工情報の第三者提供の場合の公表等の義務を課している趣旨に鑑みると、そのような規定が存在しない議会においては、取得した匿名加工情報を第三者に提供することは許容されないものと解される。

2 第 1 項関係

「他の情報」に限定はなく、特定の本人を識別する目的を持って行う行為であれば、個人情報及び匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。

3 第 2 項関係

「議長が定める基準」について、条例施行規程第 7 条において、次のとおり定めている。なお、この内容は、規則第 67 条と同様である。

条例施行規程

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第 7 条 条例第 16 条第 2 項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

（1）匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

実際に匿名加工情報の取扱いを開始する際には、本項による措置を講じなければならない。

- (1) 第1号に係る具体例として、次のようなものが考えられる。
 - 行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずるための組織体制の整備
- (2) 第2号に係る具体例として、次のようなものが考えられる。
 - ア 匿名加工情報の取扱いに係る規程等の整備とこれに従った運用
 - イ 職員又は受託業務に従事している者の教育
 - ウ 匿名加工情報の取扱状況を確認する手段の整備
 - エ 匿名加工情報の取扱状況の把握、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置の評価、見直し及び改善
- (3) 第3号に係る具体例として、次のようなものが考えられる。
 - ア 匿名加工情報を取り扱う権限を有しない者による閲覧等の防止
 - イ 機器、電子媒体等の盗難等の防止
 - ウ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
 - エ 匿名加工情報へのアクセス制御
 - オ 匿名加工情報へのアクセス者の識別と認証
 - カ 外部からの不正アクセス等の防止
 - キ 情報システムの使用に伴う匿名加工情報の漏えい等の防止

第 17 条（個人情報ファイル簿の作成及び公表）関係

第 17 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第 1 号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 第 19 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 39 条第 1 項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第 32 条第 1 項ただし書又は第 39 条第 1 項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1 年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第1 趣旨

本条は、議会が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、議会における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするため、個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定するものである。

第2 解釈及び運用

1 第1項関係

- (1) 「名称」(第1号)は、利用に供される事務が県民等に具体的に明らかになるような名称とする。
- (2) 「利用目的」(第3号)は、個人情報の保有の制限等(第4条)や利用及び提供の制限(第12条)の基準となるものである。利用目的は、個人情報ファイルがどのような事務又は業務に利用されるのか県民等が具体的に認識できるよう、できる限り具体的に記載する。
- (3) 「記録項目」(第4号)は、住所、氏名、生年月日、性別、給付の額、免許年月日などのように、できる限り具体的に記載する。
- (4) 「記録範囲」(第4号)は、個人情報ファイルに記録される本人の範囲である。「××の免許を受けた者」等、記載に当たっては、本人が、自己に関する情報がその個人情報ファイルに記録されているかどうか判断できるような表現とする。
- (5) 「経常的に提供する」(第7号)とは、一定の相手方に、継続的に提供する場合のほか、一定期間ごとに提供する場合、不定期であっても依頼があれば必ず提供することとしている場合等が含まれる。提供先の個々の具体的な名称を通知することを原則とする。経常的提供は、利用目的内の提供か利用目的以外の提供かを問わない。
- (6) 「その他議長が定める事項」について、条例施行規程第8条第6項において、次のとおり定めている。

条例施行規程

第8条第6項

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

※「第9項に規定する個人情報ファイル」

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

第2号に該当するのは、既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイル(条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル)の作成に際し、その入力票又は出力票をマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイル(条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイル)として保有している場合の、当該マニュアル処理に係る個人情報ファイルである。既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルについて、重ねて個人情報ファイル簿を作成し公表する必要がない(本条第2項第3号)ため、個人情報ファイル簿において当該個人情報ファイルが存在する旨を記載することとしている。

(7) 個人情報ファイル簿の作成に当たっては、議会が保有している個人情報ファイルを通じて1つの帳簿にまとめる必要がある(条例施行規程第8条第2項)。

2 第2項関係

(1) 第1号アは、その存在や利用目的も一般的に当該議員等が知っていると考えられることから、公表する必要性に乏しい。「専ら」とは、ほぼ全てが当該目的のために使われることを意味し、他に主たる目的で使われているという事実があれば含まれない。「人事に関する事項」としては、学歴、試験及び資格、勤務の記録、職務に関して受けた表彰等に関する事項、「議員報酬、給与に関する事項」としては、俸給、扶養手当、調整手当等に関する事項、「福利厚生に関する事項」としては、健康管理等に関する事項があり、「これらに準ずる事項」としては、災害補償に関する事項等が考えられる。「議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む」に関して、職員の採用試験に関する個人情報ファイルは、不合格者に関する情報も含んでおり、これらは職員に係る情報ではないが、職員の採用等のために合格者に関する情報と一体として保有されていることから、職員に係る個人情報ファイルと同様に取り扱うこととしている。

(2) 第1号イは、個人情報ファイルを用いて本来の事務を開始する前に、模擬データでは

足りず、電子計算機処理システムの試験を行うために個人情報ファイルを作成し、利用しなければならない場合においては、このような専ら電子計算機処理の試験のために使用される個人情報ファイルは、①これに基づき本来の事務が行われることもなく、②規模も小さく継続性もないことから、作成・公表の適用除外とされている。なお、「試験的な電子計算機処理」とは、電子計算機処理を行う情報システムの動作の正常性等を試すための電子計算機処理をいい、本来の事務に使用されないことを要件とする。

(3) 第1号ウは、短期間で消去されるため漏えい等のおそれが少ないことから、作成・公表の適用除外とされている。「消去」とは、記憶媒体に記録された情報を消して何も記録していない状態にすることをいうが、例えば、統計データ化するなど個人情報に該当しない情報に加工することも含まれる。

(4) 第1号エ「資料その他の物品若しくは金銭の送付」とは、書籍、文書、金銭（口座振込等を含む。）等の送付をいい、「業務上必要な連絡」とは、事務を遂行するために必要な電話連絡等をいう。また、「その他の送付又は連絡に必要な事項」とは、郵便番号、電話番号、連絡先、送付部数等送付又は連絡に密接に関連があり、かつ、必要な事項をいう。本号に該当する例として、審議会等の構成員に対して、謝金等を支払うための口座番号等を記載したリストが考えられる。

(5) 第1号カ「議長が定める数」は、条例施行規程第8条第7項において、1,000人と規定している。本来1つの個人情報ファイルであるものを複数に分割して1,000人未満にしても、本号の適用を受けない。単一の個人情報ファイル中に同一の者が複数の保有個人情報の本人として存在するときは、1人として計算する。保有個人情報の本人の数が短期間で変動する事情がある場合には、当該変動が終息し、安定した状態になったときの本人の数で計算する。

(6) 第1号キは、条例施行規程第8条第8項において、第1号アに準ずるものとして、執行機関の職員等の人事等に関する個人情報ファイルを定めている。

(7) 第2号に該当する例として、既に公表した個人情報ファイルに含まれる記録情報の全部又は一部の写しを作成し、作業用として使用する場合、事故等に備えて予備的に作成し、保有する場合（バックアップ）などが考えられる。

(8) 第3号の「議長が定める個人情報ファイル」として、条例施行規程第8条第9項において、次のとおり定めている。

条例施行規程

第8条第9項

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

本号に該当する例として、既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算

機処理に係る個人情報ファイル(条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル)の作成に際し、その入力票又は出力票をマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイル(条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイル)として保有している場合の、当該マニュアル処理に係る個人情報ファイルが考えられる。これは、電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するものであり、重ねて個人情報ファイル簿を作成・公表する意義に乏しいためである。

3 第3項関係

「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」については、個人情報ファイルの作成及び公表を行う趣旨からすれば、恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、本要件に該当するか否かを厳格に判断することが求められる。

【書式】参考様式第1号 個人情報ファイル簿

第 18 条（死者に関する情報の取扱い等）関係

第 18 条 死者に関する情報の取扱いについては、生存する個人に関する情報の取扱いに係る前章及びこの章（第 5 条、第 11 条、第 12 条第 2 項（第 1 号及び第 4 号（本人以外の者に提出することが明らかに本人の利益になるときに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）を除く。）の規定の例によるものとする。

第 1 趣旨

本条は、法において保護の対象とされていない死者に関する情報についても、生存する個人に関する情報と同様に取り扱うことを定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 本県においては執行部（鳥取県個人情報保護条例）において死者に関する情報を個人情報に含めて保護してきた経緯がある。その理由は、死者の情報であっても適正に管理する必要があることと、実務上、すべての個人情報について、生存する個人の情報であるかどうか確認することが困難なためである。これらについては法により個人情報の定義が生存する個人に関するものに統一された後にも妥当するものであることから、本県執行部の取扱いを踏襲し、本県議会においても、死者に関する情報について生存する個人と同様に保護することとしている。
- 2 「例による」べき規定の解釈及び運用については、第 1 条から第 17 条までの各条文を参照すること。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

第19条（開示請求権）関係

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

第1 趣旨

本条は、何人も、議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利を有することを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「何人も」とは、県民であるか否かに関わらず、また、外国人を含む。年齢による制限はないので、請求の内容及び効果を弁識できる能力があると認められる場合には、未成年者であっても、自ら開示請求を行うことができる（第2項は、未成年者に対して一律に単独では開示請求を行うことができないとする趣旨ではない）。
- 2 「自己を本人とする」とは、開示請求をした本人の個人情報であることをいい、自己以外の者に関する情報については、たとえ配偶者に関するものであっても単に配偶者であることをもって開示を請求することはできない。
- 3 死者の情報については、死者の情報が同時に生存する遺族等の個人情報ともいえる場合には、遺族等を本人とする個人情報として開示請求をすることができる。いかなる場合に、死者の情報が同時に生存する個人の情報ともいえるかについての判断は必ずしも容易ではなく、裁判所の判断も分かれることがあり、当該情報の内容と当該個人との関係などを個別に検討して判断する必要がある。
- 4 例えば、死者の財産を遺族が相続した場合、当該相続財産に関する情報は、各相続人個人に関する情報にも該当し得る。また、未成年者である子が事故で死亡した場合、近親者固有の慰謝料請求権が発生する場合には、当該事故に関する報告書は、当該近親者自身の個人情報でもありと解することができる。さらに、近親者固有の慰謝料請求権が発生するか否かにかかわらず、未成年者である子の死亡に関して作成された報告書の開示を親が請求する場合のように、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなしうるほど請求者と密接な関係がある情報も、親自身の個人情報と解することができる。
- 5 死者の情報が本条による開示請求の対象とならない場合であっても、第18条の規定によりその例によることとされる第12条第2項第4号の規定により、遺族等に提供することができる場合があるため、遺族等から死者の情報の提供についての要望があった場合には当該条項による情報提供の可否も検討する必要がある。

- 6 親権者が法定代理人として開示請求を行う場合、親権の共同行使は義務づけられていないので、父母それぞれが単独で開示請求権を行使することができる。

第20条（開示請求の手續）関係

第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

第1 趣旨

本条は、開示請求をする場合の具体的手續を定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならない。開示請求書の提出は、議会事務局の窓口を持参して行うほか、送付によっても行うことができる。また、「鳥取県議会における情報通信技術の活用の推進に関する条例」の規定により、電子申請によっても行うことができる。この場合、マイナンバーカード等の電子証明書の利用により本人確認を行う。
- 2 開示請求書の様式については、条例施行規程に定めるが、仮に当該様式によらずに請求があった場合であっても、そのことのみで不適法な請求となるものではなく、必要な事項が記載されていれば受理することを要する。
- 3 代理人が開示請求者となる場合、開示請求者のみならず、本人の氏名、住所又は居所及び連絡先についても記載する。なりすましや利益相反の防止といった観点から、任意代理人による開示請求においては、本人に対して開示請求がなされたことを連絡し、本人が委任したことの確認をとるものとする。また、法定代理人による開示請求においても、開示することが本人の意思に反することが疑われる等の場合には、必要に応じて、本人に確認をとることが望ましい。これらの場合については、トラブル防止の観点から、あらかじめ代理人に対して本人に連絡をとることについて了解を得ておくことが望ましい。
- 4 開示請求者の氏名に旧姓を用いることについては、添付する書類などの確認を通じて本人と同一性を担保できる限りにおいて認められる。
- 5 電話番号等の開示請求者の連絡先については、記載がなくとも不適法な請求となるも

のではないが、第3項の補正の求め、以後の通知、連絡等に際して必要とされる場合があるので、記載されることが望ましい。なお、開示請求者の押印は不要である。

- 6 「保有個人情報を特定するに足る事項」の記載については、当該記載の内容から開示請求者の求める保有個人情報を特定することができる程度の具体性があることが必要である。このため、開示請求者から求める保有個人情報の内容を十分に聴取し、関係部局等と連絡を取りながら、特定に資する情報提供を積極的に行うなど開示請求者の利便を図ることが望ましい。例えば、開示請求書の記載が、「議会の保有する私に関する全ての保有個人情報」となっているような場合には、一般的に当該記載から開示請求者が求める保有個人情報を具体的に特定することができないことから、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項が記載されているとはいえない。このため、開示請求者に対して補正を求めることになる。
- 7 明らかな誤字や脱字など開示請求書の記載に軽微な不備がある場合には、第3項の規定に基づく補正を求めることなく、職権で補正することができる。
- 8 開示請求書の記載事項について使用言語の規定はないが、本開示請求制度は日本国の制度であることから、氏名や住所等の固有名詞、外国語表記の行政文書等の名称などを除いて、日本語で記載することが必要である。外国語で記載された開示請求書は、形式的な不備があるものとして、補正を求めることになる。
- 9 開示請求に係る個人情報が大量であるため、当該請求に係る事務処理に長期間を要するような場合には、開示請求者に対して、事務遂行上の支障等の事情を説明し、抽出請求や分割請求にしてもらうよう要請することも考えられる。ただし、開示請求は、あくまで開示請求者の意思により行われるものであるから、要請が拒否されることもあり得る。この場合には、開示決定等の期限の延長(第25条第2項)等について検討することになる。
- 10 開示請求を行う任意代理人に対しては、開示を受ける前に任意代理人としての資格を喪失した場合には、条例施行規程第10条第4項の規定により、その旨を届け出なければならないことを教示する。
- 11 第2項(条例施行規程第10条)の規定に基づき提示又は提出を求める本人確認書類の例

(1) 本人による開示請求の場合

場合分け	本人確認書類	留意事項
窓口持参による請求	・運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード(住所記載があるもの)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃	・婚姻や転居等により本人確認書類に記載されている氏名又は住所が開示請求書に記載されたものと異なっている場合、開示請求者に事実関係を確認した上で、開示請求書と同一の住所又は氏名が確認できる書類の提示又は提出

	<p>所持許可証、宅地建物取引主任者証、国民健康保険の被保険者証、後期高齢者医療保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、共済組合員証、恩給証書、児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等（以上は条例施行規程第10条第1項第1号に通常該当する書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合に、代替として有効な書類になり得ると考えられるもの（条例施行規程第10条第1項第2号）： 上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類、旅券、住所記載のない住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、電気工事士免状、調理師免許証、外国政府が発行する外国旅券、印鑑登録証、療育手帳（愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳）、敬老手帳、り災証明書、学生証等 	<p>を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の者の氏名が記載された被保険者証は、そこに記載された他の者によるなりすまし請求が行われることもあり得ると考えられることから、被保険者証のみで本人確認をしにくい場合には別の本人確認書類の提示又は提出を求めるなど慎重な対応が必要である。 ・住民票の写し、納税証明書、印鑑登録証明書等は、他人へ提出することを通常とする書類であり本人以外の者が所持している可能性も高いことから、原則として、別の本人確認書類の提示又は提出を追加して求めるなどして慎重に確認することが必要である。
<p>送付による請求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（Ⅰ）窓口来所による請求の場合に必要な本人確認書類の複写物（条例施行規程第10条第2項第1号） ・（Ⅱ）住民票の写し（コピー不可） <p>※住民票の写しを用いることができない場合に代替として有効な書類になり得ると考えられるもの： 在外公館の発行する在留証明、開示請求書に記載された氏名及び住所又は居所が明示された配達済みの郵便物、開示請求者が所在して</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ⅠとⅡの両方の送付が必要である。また、双方は異なる必要がある。 ・Ⅱの書類は30日以内に作成されたものに限る。 ・住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められない。 ・Ⅰ及びⅡいずれにも開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所の記載され

	<p>いる施設の管理者が発行した居住証明書や宿泊証明書等（コピー不可） （条例施行規程第 10 条第 2 項第 2 号）</p>	<p>ていることが原則必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I 又は II のいずれかの書類について、婚姻や転居等の事由により氏名又は住所が開示請求書に記載されたものと異なっている場合や住所の記載がない場合には、開示請求者に事実関係を確認した上で、開示請求書と同一の氏名、住所等が記載されている他の本人確認書類の送付を求める。 ・ 災害による一時的転居、海外長期滞在、国内短期滞在（外国人）等のやむを得ない理由により、住民票の写しが送付できないか、又は住民票の写しに記載された住所と開示請求書記載の住所若しくは居所が異なる場合は、住民票の写し以外の II の書類であって開示請求書の住所又は居所と記載が一致するものの送付を求める。
--	--	---

(2) 代理人による開示請求の場合

代理人に係る (1) の書類の複写物に加え、以下の代理人の資格を証明する書類の提示又は提出を求める。

場合分け	本人確認書類	留意事項
<p>法定代理人の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書（家事事件手続法第 47 条）等 （条例施行規程第 10 条第 3 項） ・ 成年後見人となっている福祉関係の公益社団法人、社会福祉法人等が法定代理人として開示請求をする場合については、上記のほか、 ① 窓口請求の場合 請求の任に当たる者（担当者）に係る (1) の本人確認書類に加えて、法人の印鑑証明書及びそれにより証明される印が押された担当者への委任状（代表者本人が請求の任に当たる場合は委任状不要）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複写物は認められない。 ・ 30 日以内に作成されたものに限る。

	② 送付請求の場合 代表者に係る（１）の本人確認書類の複写物に加えて、法人の登記事項証明書	
任意代理人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意代理人の資格を証明する委任状（条例施行規程第 10 条第 3 項） ・ 委任状の真正性を担保するため、委任者の実印を押印することとした上で印鑑登録証明書の添付を求める、又は委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の複写物の添付を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複写物は認められない。 ・ 30 日以内に作成されたものに限る。

- 12 本人確認書類の提出又は提示については、本人確認チェックシート（参考様式第 3 号）により、本人確認手続を行った記録を保存する。本人確認書類に記載のある番号等（例えば、免許証番号、保険証番号、有効期限等）については記録する必要はない。
- 13 本人確認書類の写しの提供を受けた場合、それ自体が個人情報に該当することから適切に取り扱う必要がある。第 2 項の規定による本人確認は、当該開示請求のためのみに必要なものであることから、一連の開示請求手続が完了した段階で不要となるため、漏えい等防止のため本人確認書類の写しは廃棄する。
- 14 本人確認書類や代理人の資格を証明する書類が提示又は提出されていない場合、形式的な不備があるものとして、補正を求めることになる。
- 15 補正に係る「相当の期間」は、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に応じて判断する。当該期間を経過しても開示請求書の補正がなされない場合、開示請求者に事実関係を確認し、正当な理由なく開示請求者が補正に応じない場合には、開示請求書に形式上の不備があるものとして、不開示決定を行う。
- 16 開示請求に係る保有個人情報が、請求先の議会の保有する保有個人情報に該当しない場合、文書保存期間満了により廃棄処分しており保有していない場合、開示請求の対象外となっている場合等は、「形式上の不備」には該当しないものと解される。開示請求の対象となる保有個人情報は、請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質を失わせるものであるから、補正の範囲を超えることになるためである。このような場合、開示請求者にその旨を教示するほか、当該保有個人情報を保有している他の行政機関等が明らかでない場合には当該行政機関等を教示するなど、適切な情報提供を行うことが望ましい。しかしながら、開示請求は、あくまで開示請求者の意思により行われるものであるため、以上のような場合であっても、開示請求が行われることがあり得る。その場合には、不開示の理由を示して不開示決定を行うこととなる。

- 【書式】 条例施行規程様式第 1 号 個人情報開示請求書
参考様式第 2 号 委任状 (例)
参考様式第 3 号 本人確認チェックシート

第 21 条（保有個人情報の開示義務）関係

第 21 条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第 8 条に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第 19 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 28 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに出資法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報であって、議長が定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であって、議長が定めるもの

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、出資法人及び会派を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 議長が第 25 条第 1 項又は第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び出資法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は出資法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業、地方独立行政法人又は出資法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第 1 趣旨

本条は、開示請求に対する開示義務を明らかにするものであり、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないことを定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

2 本条各号に規定するもののほか、「情報公開条例第8条に規定する情報」を不開示情報としている。鳥取県議会情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）における非開示情報との整合性を確保するため本条例においても不開示とする必要があるものとして、具体的には、情報公開条例第8条第4号（会派情報）、第8号（執行部等の実施機関における非開示情報）、第9号（政務活動費関連情報）が想定されている。

3 第1号関係

(1) 開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合に当たる情報は、不開示情報とされている。特に、法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合には、法定代理人の利益と本人の利益が常に一致するとは限らないことに留意する必要がある。

(2) 具体例

ア 患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報

イ 児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合における当該告発等の情報

4 第2号関係

(1) 開示請求者以外の個人の権利利益を保護する観点から、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報等を原則として不開示とするとともに、権利利益の保護の観点から非開示とする必要性の乏しいものや公益上の理由から開示する必要性の認められるものについて、開示することを定めたものである。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」としたのは、法人その他の団体の事業活動情報と同様の基準で開示・不開示の判断をすることが適当であるという理由により、第3号の不開示情報に含めているためである。

(3) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の例としては、カルテ、反省文、個人の未発表の著作物のように、個人の人格と密接に関係する情報が考えられる。未公表の著作物の場合には開示による財産的損害も生じ得るものであり、また、特定個人識別性がない場合であっても、当該個人の同意なしに第三者に流通させることは、当該個人の権利利益を害するという考えに基づいている。

- (4) 不開示となり得る情報である「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。
- (5) ただし書ア「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。例としては、開示請求者の家族構成に関する情報（配偶者や子の氏名、年齢等）などが考えられる。
- (6) ただし書イは、開示請求者以外の個人に関する情報について非開示とすることにより保護される当該個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を非開示とする情報から除外することを定めたものである。現実には被害が発生している場合に限らず、被害が発生するおそれがある場合を含む趣旨である。この比較衡量に当たっては、不開示により保護される利益と開示により保護される利益の双方について、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要がある。
- (7) ただし書ウ及びエは、公益性の観点から、非開示とする情報から除外することを定めたものである。当該情報は、情報公開条例第8条第2号ウ及びエにおいて、開示すべき情報と規定されている。

5 第3号関係

- (1) 法人等が事業を営むことについては、公共の福祉に反しない限り自由に事業活動を行うことができるものであるから、事業活動に不利益を与えるおそれがある情報については、開示しないことを定めたものである。
- (2) 「当該法人等又は当該個人の権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。
- (3) 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。
- (4) 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。
- (5) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められる。
- (6) 「議会の要請を受けて」とは、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、議会が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。また、要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないと条件が

提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

(7)「開示しないとの条件」について、法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

(8) 開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっている、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、これに当たらない。

6 第4号関係

(1)「公共安全と秩序の維持」とは、平穏な社会生活、社会の風紀その他の公共の秩序を維持することをいう。風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、第6号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

(2)「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護」とは、それらを犯罪等による危害から保護することを意味し、「公共安全と秩序の維持」の例示としている。開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報などが考えられる。

(3)「公訴の維持」は、「公共安全と秩序の維持」の例示であり、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

(4)「刑の執行」は、「公共安全と秩序の維持」の例示であり、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法等の規定による刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、これに該当する。

(5)「認めることにつき相当の理由がある情報」という表現を用いることにより、議長の裁量を尊重する趣旨であることを明確にしている。本号に該当するか否かの判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場において、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度内のもの

かどうかを審理・判断することが適当であるため、このような規定としている。

7 第5号関係

- (1) 県の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。
- (2) 「不当に」とは、審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。
- (3) 「中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指す。
- (4) 「混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合などを指す。
- (5) 「利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合などを指す。
- (6) 審議、検討等に関する情報については、県の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

8 第6号関係

- (1) 本号アからカまでは、典型的な場合の例示であり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断する。また、アからカまでの事務又は事業についても、そこに掲げられた支障以外の支障が生ずる場合を除外する趣旨ではない。
- (2) 「事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の内在的性格に照らして保護に値

する場合のみ不開示にすることを含意する表現である。「当該事務又は事業」は、現在の事務又は事業に限らず、将来の事務又は事業を含み得る。また、「適正な遂行」の判断に当たっては、開示することの利益が比較衡量の対象となり、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(3) 「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当し得る例として、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなどが考えられる。

(4) 本号イに列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となり得る。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは不開示情報に該当し得る。

(5) 本号ウについて、県、国、独立行政法人等が一方の当事者として、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、開示されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る。例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合が考えられる。

(6) 本号エについて、例えば、調査研究に係る事務に関する情報の中に、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものが含まれる場合が考えられる。

(7) 本号オについて、例えば、人事管理に係る事務に関する情報の中に、人事評価や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。

(8) 本号カについて、例えば、民間企業と競合する事業の顧客情報などが考えられる。

第22条（部分開示）関係

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第1 趣旨

本条は、可能な限り開示請求に係る個人情報を開示するため、請求された「保有個人情報」の一部に不開示情報が含まれている場合であっても、開示可能な部分は開示しなければならないことを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「容易に区分して除くことができる場合」に関して、当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も含まれる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などにおいて、既存のプログラムで不開示情報の部分のみの削除を行うことが困難なときは、部分開示の義務はない。
- 2 第1項の規定は、保有個人情報のうち、不開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、不開示情報のうち一部を特に削除することにより不開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「ひとまとまり」の情報の集合体であり、他の不開示情報の類型が各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができるのは、その範囲の捉え方を異にする。このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を第2項に設けたものである。
- 3 特定個人識別性のある部分を除けば、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときは、これを不開示にする意義に乏しく、最大限の開示を実現するために部分開示をすることが望ましい。一方で、個人を識別させる要素を除去し誰の情報か分からなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もある。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の

未発表の論文など開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものも想定される。このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないものに限って、部分開示の規定を適用することとしている。

第 23 条（裁量的開示）関係

第 23 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

第 1 趣旨

本条は、第 21 条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、裁量的に開示することができるとするものである。

第 2 解釈及び運用

第 21 条の不開示情報該当性を判断する際には、不開示とすることによる利益と開示による利益との比較衡量が行われる。しかし、第 21 条の判断自体においては、不開示にすることの必要性が認められる場合であっても、個別具体的事情によっては、開示することの利益が不開示とすることの利益に優越すると認められる場合があり得るため、行政的判断により、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときに限り、裁量的開示を認めたものである。

第 24 条（保有個人情報の存否に関する情報） 関係

第 24 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第 1 趣旨

本条は、保有個人情報の存否自体を明らかにすることによって、不開示情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれる場合、例外的に、開示請求に係る保有個人情報の存否自体を明らかにしないで拒否処分をすることを認めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 開示請求がなされた場合、請求対象情報が存在すれば、不開示情報に該当しない部分は開示決定をし、該当する部分は不開示決定をし、請求対象情報が存在しない場合には、不存在の理由を示して不存在決定をするのが原則である。しかし、例えば犯罪の内偵捜査に関する情報など、当該情報の存否を答えることだけで、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（第 21 条第 4 号）を開示することになることがある。このように、保有個人情報の存否を明らかにすることにより、不開示情報として保護すべき利益が害されるおそれがある場合、本条による存否応答拒否をすることができる。
- 2 このような性質の保有個人情報については、開示請求の対象となるものが存在しない場合であっても、その性質上常に存否を明らかにしないで不開示決定をしなければならない。当該保有個人情報が存在する場合のみ存否応答拒否をしたのであれば、存否応答拒否をする場合は保有個人情報が存在することを請求者に推測されてしまうからである。

第 25 条（開示請求に対する措置）関係

- 第 25 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 議長は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定をし、又は全部を開示しない決定をする場合において、当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、前 2 項の書面に当該期日を付記しなければならない。

第 1 趣旨

本条は、開示請求に対してどのような措置をとるべきかを明確にするものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 「開示の実施に関し議長が定める事項」は、条例施行規程第 12 条第 1 項において、次のとおり定めている。

条例施行規程

（開示決定等の通知）

第 12 条 条例第 25 条第 1 項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- （2）事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあつては、条例第 29 条第 3 項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- （3）写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

- 2 決定は、1 件の開示請求に対して複数行う場合もあり得る。例えば、開示請求に係る保有個人情報が大量である場合や、開示請求に係る保有個人情報のうち一部については開示・不開示の審査に時間を要する場合には、先に審査の終了した保有個人情報についてのみ開示決定等を行うことも可能である。
- 3 開示請求に係る保有個人情報の一部について開示することを決定したときには、どの部分を不開示としたか記載するとともに、当該部分を不開示とした理由について記載する。不開示理由については、不開示とした部分ごとに、該当する不開示事由の全てについて記載する必要がある。

4 不開示理由は、開示請求者が明確に認識することができるよう、不開示情報を規定する第 21 条のどの規定に該当するかだけでなく、不開示と判断する要件、該当する事実について、不開示情報を開示しない程度に可能な限り具体的に記載する必要がある。

(1) 不開示情報に該当する場合

開示請求に係る保有個人情報に含まれているどの情報が不開示情報に該当し、これらを開示するとどのような支障等があり、第 21 条のどの規定に該当するかを記載する。

(2) 不存在の場合

開示請求に係る保有個人情報が存在しない理由（〇年〇月〇日に保存期間〇年が満了したので廃棄等）を具体的に記載する。

(3) 開示請求書に形式上の不備があり不開示決定をする場合

形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。

(4) 存否応答拒否をする場合

存否応答拒否をする場合においても、不開示情報が明らかにならない範囲で、第 24 条の条項を示す以外に、存否そのものを答えられない理由、存否を答えた場合に第 21 条に規定するどの不開示情報を開示することになるかについて示す必要がある。

なお、存否応答拒否をする場合には、以後の同様の開示請求に対しても、同じ対応を採る必要があることから、存否応答拒否に該当する類型として整理しておく必要がある。

- 【書式】 条例施行規程様式第 2 号 個人情報開示決定通知書
条例施行規程様式第 3 号 個人情報部分開示決定通知書
条例施行規程様式第 4 号 個人情報非開示決定通知書
条例施行規程様式第 5 号 個人情報開示請求拒否決定通知書
条例施行規程様式第 6 号 個人情報不存在決定通知書
参考様式第 7 号 反対意見書提出者への個人情報開示決定等通知書(第 28 条参照)

第 26 条（開示決定等の期限）関係

第 26 条 開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 20 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第 1 趣旨

開示請求に対する回答期限を具体的に設定しない場合、請求者の立場が不安定なものとなり、個人の権利利益の保護に欠けるおそれもあることから、本条は、開示決定等の期限を設けることとしている。

第 2 解釈及び運用

- 1 「開示請求があった日」とは、開示請求書が議会事務局に「到達した日」のことを指す。
- 2 期間計算については、民法第 140 条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第 142 条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになる。
- 3 補正を求めた場合に、開示請求者が補正に応じない意思を示した後は、補正を行っているという理由で、本条の期間の進行が停止するものではない（補正の求めには法的拘束力はないので、開示請求者は必ずしもこれに応ずる義務はない。）。この場合、補正がなされず形式上の要件に適合しない開示請求に対しては、不開示決定をすることが考えられる。
- 4 延長後の期間は、開示決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、必要最小限の日数とする。
- 5 「事務処理上の困難その他正当な理由」は、①請求に係る保有個人情報の量の多少、②請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、③当該期限までの時期における他の処理すべき開示請求事案の量のほか、他の業務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断される。

例えば、次のような場合が考えられる。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報に第三者の情報が含まれているため、当該第三者の意見を聴く必要がある場合（第 28 条参照）
- (2) 一度に大量の請求があるとき又は開示請求のあった個人情報の内容が複雑で短期間に開示等の判断が困難な場合
- (3) 県の休日などが重なり、業務を行う十分な期間がない場合
- (4) 天災等予測しがたい事由の発生や緊急を要する事務を処理する必要があるなど、期間内に決定をすることが困難な場合

【書式】 条例施行規程様式第 7 号 決定期間延長通知書

第 27 条（開示決定等の期限の特例） 関係

第 27 条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条及び前項の規定により開示決定等をするべき期間については、任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている期間は算入しない。

第 1 趣旨

本条は、著しく大量の保有個人情報の開示請求があった場合の開示決定等の期限の特例を定めるものである。大量請求が直ちに権利濫用に該当するという前提に立っているわけではなく、「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある」ことが本条の適用要件となっていることから、単に開示請求に係る保有個人情報著しく大量であることのみを理由として本条を用いることはできないことに留意が必要である。また、議会という組織の性質上、任期満了等に伴い開示決定等の決定権者が不在である期間が生じ得るため、当該期間は開示決定等をするべき期間には算入しないことを明記している。

第 2 解釈及び運用

- 1 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるかどうかは、1 件の開示請求に係る保有個人情報の量とその審査等に要する業務量によることとなるが、議会事務局の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断する。また、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の業務に容認できない遅滞等の支障を来す場合には、「事務の遂行に著しい支障」が生じていると解される。
- 2 「相当の部分」とは、開示請求を受けた場合に通常 60 日以内に開示決定等を行うことができる分量を意味する。
- 3 「残りの保有個人情報」について開示決定等をする「相当の期間」は、最終的に当該開示請求に係る保有個人情報の全てについての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限であり、具体的に年月日で示す。
- 4 「残りの保有個人情報」についての処理は、ある程度のまとまりの部分ごとに、早く審査の終了したものから順に開示決定等を行うことが望ましい。

【書式】 条例施行規程様式第 8 号 決定期間特例延長通知書

第 28 条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）関係

第 28 条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 46 条第 2 項第 3 号及び第 47 条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 25 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 21 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 23 条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第 1 趣旨

本条は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったときは、開示・不開示の判断を行うに当たって、よりの確な判断を行うため、当該第三者の意見を聴取する手続について定めたものである。

第 2 解釈及び運用

1 第 1 項関係

(1) 任意的意見聴取は、法律の根拠がなくても行うことができるため、本項は確認的規定である。ただし、本項の手続をとった場合に開示に反対する意見書が提出されたときには、本条第 3 項の規定の適用を受けることになる。

(2) 第三者に関する情報が含まれているといっても、例えば、当該情報が既に公にされているものである場合、同種のケースについて不開示決定を行う取扱いが確立している場合、当該第三者が反対しないことが明らかである場合など、第三者に意見書提出の機会を

与える必要がない場合もあるので、本項では、意見書提出の機会を与えるかどうかについては議長の判断に委ねている。

(3) 「第三者に関する情報」とは、当該第三者が識別できる情報に限らず、第三者に何らかの関連性を有する情報も含まれる。

(4) 通知する「当該第三者に関する情報の内容」は、必ずしも当該第三者が特定される情報に限らず、開示請求の対象になった情報それ自体を通知する必要はない。通知の目的は、当該第三者に反対意見書を提出する機会を保障することであるから、開示請求者の権利利益を不当に侵害しないよう留意しつつ、その判断のために必要な範囲で通知が行われれば足り、通常は、開示請求の対象情報自体ではなく、その概要を通知すれば目的を達成することができるものと考えられる。

(5) 開示請求者の氏名を通知することは、通常は適当でないと考えられる。開示請求者Aが開示請求を行ったという事実は、開示請求者Aの個人情報であり、それ自体、慎重に取り扱われなければならないからである。

2 第2項関係

(1) 当該第三者の所在の把握について合理的な努力を行ったにもかかわらず、所在が判明しない場合には、本項ただし書により、意見書提出の機会を与える必要はない。また、自然人である第三者が死亡している場合や法人である第三者が解散している場合も、本項ただし書により、意見聴取は不要になる。

(2) 意見書の提出期限を設定するに当たっては、意見書提出の機会を与えられた第三者が、開示請求に係る保有個人情報が開示された場合に自己の権利利益が侵害されないかについて判断するために必要な時間的余裕を確保できるよう配慮する。通常、提出期限として1週間程度の期間を確保することが考えられるが、意見書の提出を短期間に行うことができないことについて合理的な理由があり、そのために必要な提出期限を設定することにより、結果として30日以内に開示決定等を行うことができないこととなる場合には、第26条第2項の規定に基づき開示決定等の期限の延長を行う。

(3) 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、本条の「第三者」に含まれていないため、開示請求に係る保有個人情報にこれらの情報が含まれている場合であっても、本条の意見聴取手続の対象とはならない。しかしながら、開示・不開示の判断を行うに当たって必要と判断する場合には、開示・不開示の判断を行うための調査の一環として、適宜、関係する国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に対して意見の照会や事実関係の確認を行うものとする。

3 第3項関係

(1) 本条第1項・第2項のいずれの場合も、第三者から反対意見書が提出されても参考意見としての性格を持つにとどまり、議長はそれに法的に拘束されるものではなく、第三者に対して開示を拒否する権利を付与しているものではない。本項による開示決定の通知の目的は、当該第三者が開示決定を争う機会を保障することにあるので、当該第三者から

反対意見書が提出されていない場合には、開示決定の通知を要しない。

(2) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」について、第三者が審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として、開示を実施するまでに2週間以上の期間を確保しなければならないこととしたものである。

「2週間」としたのは、事前に当該第三者の意見を聴いているという事情を踏まえ、訴訟手続における控訴期間を参考にしたものである。個別の事案に応じ、2週間を超える期間を置くことを妨げるものではないが、開示請求者が速やかに開示を受けられる利益を害することのないよう、第三者の利益と開示請求者の利益との比較衡量が必要である。

(3) 本項による通知の趣旨は、反対意見書を提出した第三者が争訟を提起しようとする場合に必要な情報を提供する趣旨である。この通知は、第三者が争訟の提起のために必要な準備作業に要する時間を確保できるよう、開示決定と同時に行うことが望ましい。

(4) 第三者に通知する開示決定の理由は、第三者に係る情報が不開示情報に該当しないと判断した理由又は裁量的開示が必要と判断した理由を記載することになるが、開示することとした部分すべてについての理由を記載する必要はなく、当該第三者に係る情報を開示することとした理由のみを記載すれば足りる。なお、反対意見書に記載されている項目について、逐一理由を加える必要はない。

(5) 「開示を実施する日」は、開示決定の時点では必ずしも確定日とはならないので、開示を実施することが見込まれる日でも良い。

【書式】 参考様式第4号 第三者意見照会書（第28条第1項）（例）

参考様式第5号 第三者意見照会書（第28条第2項）（例）

参考様式第6号 保有個人情報の開示請求に関する意見書（例）

参考様式第7号 反対意見書提出者への個人情報開示決定等通知書（例）

第 29 条（開示の実施）関係

第 29 条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第 25 条第 1 項に規定する通知があつた日から 30 日以内に行ななければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（第 19 条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

第 1 趣旨

本条は、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をした場合における開示の実施に係る手続について定めたものである。

第 2 解釈及び運用

1 保有個人情報が文書又は図画に記録されているときの閲覧については、

(1) 原本の傷みが激しくそのまま開示に供すると、その保存に支障がある場合

(2) 歴史的に価値がある文書で原本を慎重に取り扱うべきものである場合

(3) 原本を事務事業に使用する必要があり、閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合

(4) 部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするためには墨塗りを施す必要がある場合

(5) 開示対象ではない他の公文書等とともに一冊の簿冊になっていて、取り外しが困難な場合

などにおいて、同一性を保持した上で、いったん原本の写しを作成し、これを閲覧に供したり、この写しに墨塗りをしたもの又はこれらの写しを閲覧に供し又は交付することを想定している。

2 保有個人情報の部分開示を実施する場合には、不開示情報が明らかにならないよう開

示の実施の方法ごとに適切に行う必要がある。特に、電磁的記録の提供により部分開示を実施する場合、墨塗りが不十分で注視すると不開示にしようとする部分が判読できる状態や、電子的にマスキング処理した部分を外すことにより元のテキストデータが判読できる状態等にならないよう開示するPDFファイル等を十分に確認する。

- 3 事務局において開示を行う場合には、開示決定通知書を持参した当該開示に係る本人又はその法定代理人若しくは任意代理人に対して行う。なお、開示決定通知書を持参していない場合であっても、開示請求者が当該開示に係る本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることが証明されれば、開示の実施を行うことができる。
- 4 保有個人情報記録された公文書等の写しを開示請求者に送付する場合には、開示請求書に記載されている住所又は居所（開示請求時に本人確認書類により確認を行ったもの）宛てに送付する。
- 5 開示決定に基づき開示を受ける者は、第3項の規定による申出を行うこととなるが、開示請求書に任意的記載事項として開示の実施の方法等について記載することができるため、開示請求書に当該事項を記載しており、その記載のとおり開示を実施することができる場合、改めて第3項の規定による申出を行う必要はない。開示請求書に開示の実施の方法等についての記載がない場合、開示決定等の通知の際に併せて第3項の規定による申出を行う必要がある旨を教示することが望ましい。
- 6 開示請求書に開示の実施の方法等についての記載がなく、かつ、30日を経過しても第3項の規定による申出がない場合、開示請求者に事情を確認し、可能な限り開示の実施について調整する。正当な理由なく当該申出を行わず、開示の実施に応じない場合には、当該開示決定による開示を実施することを要しない。この場合、後日になって再び同様の保有個人情報の開示を求める場合には、改めて開示請求をする必要が生ずることとなる。
- 7 第4項ただし書の「正当な理由」とは、例えば、災害や病気療養中で当該申出ができなかった場合をいう。
- 8 第5項は、誤って開示請求者以外の第三者に開示することがないように、開示決定に基づき開示を受ける者が、開示請求をした本人又は代理人であることを改めて確認するための規定である。本人確認書類については、第20条の規定を参照すること。
- 9 開示請求者が遠隔地に居住している等、事務局での開示が難しい場合は送付の方法により開示を実施することとなるが、この場合は、適宜、本人限定受取郵便を活用するなど、確実に本人に交付できる方法により送付することで、第5項の要件を満たすものと解される。なお、電子メールによる送付は、電子メールアドレスと本人との同一性確認・情報流出の危険性の点で懸念が大きいため、認められない。
- 10 未成年者又は成年被後見人の法定代理人に対して開示の実施を行う場合には、提示又は提出された書類等で本人の生年月日等を確認するなどにより、法定代理人としての資格を喪失していないことを確認することが必要である。任意代理人に対して開示の実施を行う場合にも、本人に対して任意代理人としての資格を喪失していないことを確認す

ることが必要である。

- 11 具体的な開示の方法等については、条例施行規程第 16 条に規定しているので、参照すること。

条例施行規程

(開示の方法等)

第16条 条例第29条第1項の規定による文書又は図画に記録されている保有個人情報の写しの交付は、次の表の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法（議会が保有する機器又は処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により実施することができる方法に限る。）により行うものとする。

種別	開示の方法
1 文書、図画又は写真	1 複写機により用紙に複写したものの交付 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R又はDVD-R）に複写したものの交付
2 スライド	印画紙に印画したもの又はスライドを複写したものの交付

- 2 条例第29条第1項の議長が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法（議会が保有する機器又は処理装置及びプログラムにより実施することができる方法に限る。）とする。

電磁的記録の種別	開示の方法
1 光ディスク（CD-R又はDVD-R）に記録され、又は記録され得るもの	1 用紙に出力したものの閲覧又は交付 2 再生したものの視聴 3 光ディスク（CD-R又はDVD-R）に複写したものの交付
2 録音テープ又は録音ディスクに記録されたもの	再生したものの視聴又は録音テープに複写したものの交付
3 ビデオテープ又はビデオディスクに記録されたもの	再生したものの視聴
4 映画フィルム	映写したものの視聴
5 1の項から4の項までに掲げるもの以外のもの	用紙に出力したものの閲覧又は交付

- 3 前項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

- 4 用紙に複写し、又は出力したもの、印画紙に印画したもの、スライドを複写したものと及び光ディスク（CD-R又はDVD-R）に複写したものを交付する数は、開示請求1件につき1とする。
- 5 議長は、保有個人情報記録されている公文書を閲覧し、又は視聴する者が、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

12 「鳥取県議会における情報通信技術の活用の推進に関する条例」の規定により、電子申請による請求があった場合には、とっとり電子申請サービスを介してダウンロードする方法により、開示をすることができる。この場合、請求者は、本人の利用者ID・パスワードによるログイン又は請求時に発行される整理番号・パスワード（本人にのみ通知されるもの）の入力をする必要があるため、これをもって、第5項の本人確認を行ったものとして取り扱う。

- 【書式】 参考様式第3号 本人確認チェックシート（第20条参照）
参考様式第8号 開示の実施方法等の申出書（例）
参考様式第9号 開示を実施したことの確認書（例）

第30条（他の法令による開示の実施との調整）関係

第30条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報
が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合
（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文
の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わ
ない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるとき
は、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本
文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第1 趣旨

本条は、他の法令において開示請求者に対する特定の保有個人情報の開示規定があり、そ
の開示の方法が第29条第1項本文に規定する方法と同一である場合には、本条例に基づく
開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、本条例に
よる開示を行わないこととしている。

第2 解釈及び運用

- 1 「他の法令」は、法律、政令、府省令その他行政機関の命令、条例及びこれに基づく規
則等の地方公共団体が定める法規も含む。
- 2 「開示請求者」は、本人のほか代理人も含む趣旨である。
- 3 例えば、他の法令において閲覧の方法による開示のみが規定されている場合、閲覧の方
法による開示については、他の法令によることとなるが、写しの交付の方法による開示に
ついては、本条例による開示請求を行い、開示決定があれば写しの交付を受けることがで
きることとなる。
- 4 他の法令による開示を行う主体には、他の行政機関等、特殊法人、認可法人その他の主
体も含まれる。
- 5 他の法令の規定において、開示請求者に保有個人情報を開示することとされてはいる
ものの、例えば、「正当な理由がなければこれを拒むことができない」、「〇〇のおそれ
があるときは、閲覧を拒むことができる」とされているなど、一定の場合に開示をしない旨
の定めがあるときは、法に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはな
らないことから、本条の調整措置の対象とはならない。

第 31 条（費用負担）関係

第 31 条 開示決定に基づき保有個人情報記録されている文書又は図画の写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

第 1 趣旨

本条は、開示請求者は、開示決定による保有個人情報の写しの交付に要する費用を負担しなければならないことを定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 具体的な費用の額は、条例施行規程別表において定めるとおりであり、情報公開条例の規定による開示の場合と同額である。
- 2 閲覧時に写しの交付を要求された場合など、現金で費用を徴収する場合は、出納担当職員が、当該写しの作成に要する費用の徴収と引き換えに現金（証券）領収証書（鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 19 条第 1 項、同規則様式第 4 号）を交付した後、当該写しを交付する。
- 3 納入通知書による場合、鳥取県会計規則第 10 条の規定により歳入の調定を行い、同規則第 14 条の規定により納入通知書（同規則様式第 1 号）を作成し、開示決定通知書の送付にあわせて、開示に伴う費用負担額（写しの作成に要する費用及び写しの送付に要する費用）及び納入方法を開示請求者に通知する。開示対象文書の写しの送付は、当該費用の収納確認後、別途送付することを原則とする。
- 4 開示請求者が県外在住で指定金融機関での支払が困難な場合は、複写費用及び送付費用相当額の郵便為替または郵便小為替を送付してもらい、換金の上、現金（証券）領収証書を送付する。
- 5 費用徴収の歳入科目は、款：諸収入 項：雑入 目：雑入 節：雑入である。
- 6 保有特定個人情報については、第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する本条の規定により、「経済的困難その他特別の理由」があるときは全部又は一部の費用負担を免除することができる。免除を求める場合、開示請求者は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による扶助を受けていることを証する書面、同一の世帯に属する者の全てが市町村民税非課税である旨を明らかにできる書面、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）第 19 条による援護を受けている旨を明らかにできる書面など、当該事実を証する書面を提出しなければならない。
- 7 とっとり電子申請サービスによるダウンロードにより開示する場合、費用の徴収は行わない。

- 【書式】 参考様式第10号 保有特定個人情報の開示に係る費用の免除申請書（例）
参考様式第11号 保有特定個人情報の開示に係る費用の免除決定通知書（例）
参考様式第12号 保有特定個人情報の開示に係る費用の免除をしない決定
通知書（例）

第2節 訂正

第32条（訂正請求権）関係

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令又は会議規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

第1 趣旨

本条は、何人も自己の保有個人情報の訂正を請求する権利を有することを定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 本条第1項各号によらずに何らかの方法で入手した情報について直接、訂正請求が行われることも考えられるが、この場合、まずは本条例による開示決定又は他の法令の規定による開示が必要であることを教示するなど適切な情報提供を行う。なお、開示決定等を経ることなく行われた訂正請求については、第35条第2項の規定に基づき訂正しない旨の決定を行う。ただし、第8条の規定により正確性の確保に努めることとされているため、明らかに誤りであることが判明した場合等においては、職権で訂正することを妨げるものではない。その場合も、訂正請求者に対して適切な情報提供を行うことが望ましい。
- 2 請求期間を徒過している場合には、訂正請求をしようとする者に対して、再度開示請求を行う必要がある旨を教示する。再度の開示請求手続を経ることなく行われた訂正請求については、第35条第2項の規定に基づき訂正しない旨の決定を行う。
- 3 訂正請求者が求める保有個人情報の訂正に関して、他の法令又は会議規則の規定に基づく特別の手続がある場合には、当該手続による。例えば、鳥取県議会会議規則（昭和31年県会規則第1号）第54条に発言の取消又は訂正に係る規定があるため、会議録に記載された発言について本条の規定による訂正を求めることはできない。
- 4 訂正請求は、保有個人情報の「内容が事実でないと思料する」場合に行われるものであることから、事実ではなく評価や判断の内容については、訂正請求の対象外である。訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものである。

が、評価・判断は個人情報の内容だけでなく様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は議会や行政機関等の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。例えば、「AがBを〇〇と評価した」という行為自体は「事実」であるが、「〇〇」という内容は「評価」であるため、評価内容に不満があったとしても、その訂正を請求することはできない。

- 5 「訂正（追加又は削除を含む。）」について、具体的には、情報の誤りを正しくすること、情報が古くなって事実と異なる場合にそれを新しくすること、情報が不完全である場合に不足している情報を加えること、情報が不要となった場合にそれを除くことをいう。

第 33 条（訂正請求の手続）関係

第 33 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第 1 趣旨

本条は、訂正請求をする場合の具体的手続を定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 訂正請求の趣旨とは、どのような訂正を求めるかの結論であり、その記載については、「〇〇を△△に訂正せよ。」「〇〇を削除せよ。」などのように、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の訂正（追加又は削除を含む。）を求めるのかが明確となっているかを確認する。単に、「〇〇を訂正せよ。」という記載では、訂正の具体的な内容が明確でないことから、補正を求める。
- 2 訂正請求の理由の記載については、事実確認のための調査等を行う際に重要な判断材料となり得ると考えられることから、明確かつ具体的であることが必要である。これらの記載が不十分な場合、補正を求める。
- 3 本人又は代理人であることの確認、電子申請については、第 20 条を参照すること。
- 4 形式上の不備とは、第 1 項の記載事項が記載されていない場合や本人確認書類が提示又は提出されていない場合等が該当する。訂正請求に係る保有個人情報が第 32 条第 1 項各号に該当しない場合（保有個人情報の開示を受けていない場合）及び同条第 3 項の期間を経過した後に訂正請求がなされた場合は、形式上の不備には該当しない。これらは請求の本質的な内容であり、その変更は請求の本質を失わせるものであるから、補正の範囲を超えることとなるためである。この場合、第 35 条第 2 項の規定により訂正をしない旨の決定を行うこととなるが、再度開示請求を行ったうえで訂正請求を行うことを教示するなど、適切な情報提供を行うことが望ましい。

- 【書式】 条例施行規程様式第9号 個人情報訂正請求書
参考様式第2号 委任状（第20条参照）
参考様式第3号 本人確認チェックシート（第20条参照）

第 34 条（保有個人情報の訂正義務）関係

第 34 条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

第 1 趣旨

本条は、訂正請求に対して訂正義務が発生する場合を定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 適切な調査の結果、保有個人情報の内容が事実であることが判明し、訂正請求に理由があると認められない場合には、不訂正の決定を行う。
- 2 適切な調査の結果、請求時に公文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正の決定を行い、必要に応じて職権で訂正を行う。この場合、一般的には、訂正請求者に対して示す不訂正理由の中で、実際の事実関係について記載するとともに、職権で訂正する旨も併せて記載することが望ましい。
- 3 適切な調査を行ったにもかかわらず、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、訂正決定を行うことができず、不訂正の決定を行う。ただし、当該保有個人情報を行政処分その他行政行為のための基礎資料として利用することがあり得るような場合には、当該保有個人情報の利用に当たり、その事実関係が明らかでない旨が分かるように、その旨をメモとして残すなど記録しておくことが適当である。
- 4 適切な調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合（訂正請求に係る請求内容の一部について理由があると認められる場合を含む。）には、当該保有個人情報の利用目的に照らして、訂正する又は訂正しないのいずれか判断し、決定を個別に行う。
- 5 「保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で」訂正すれば足りるため、例えば、過去の一定時点における住所を記録しておくことが利用目的である場合、その後の転居の結果、現在の住所と相違している場合であっても、訂正する義務はない。また、将来の一定時点から利用を開始する予定の場合、訂正を直ちに行わなくても、利用開始時点までに訂正を行えば足りることになる。

第 35 条（訂正請求に対する措置）関係

第 35 条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第 1 趣旨

本条は、訂正請求に対する訂正決定等の手続を定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 訂正請求者が代理人である場合であって、訂正することの決定の通知を受け取る時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい（訂正については、事実の誤りを正すことは適正な行政運営にも資するものであるため、開示請求とは異なり、訂正請求後に代理人が資格を喪失した場合の届出に関する規定までは置いていない。）。
- 2 訂正請求に基づき、当該請求内容の一部について訂正を実施することを決定した場合（例えば、訂正請求書には 10 か所の訂正が記載されているが、訂正の決定はこのうちの 5 か所だけとした場合等）には、訂正決定を行った上、訂正決定通知書に不訂正とした部分及びその理由を記載する。
- 3 不訂正理由は、訂正請求者が明確に認識することができるよう、可能な限り具体的に記載する必要がある。また、該当する不訂正理由は全て提示する。
 - (1) 訂正請求に理由があると認められない場合
事実を確認するためにどのような調査を行ったのか、調査の結果、どのような事実が判明したのか等について記載する。なお、保有個人情報の内容及び訂正請求の内容のいずれも事実と異なることが判明し、職権で訂正を行う場合は、その旨を記載する。
 - (2) 訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超える場合
訂正請求に理由があると認められるにもかかわらず、当該保有個人情報の利用目的の達成という観点からみて、当該保有個人情報を訂正する必要がないと判断する具体的な理由について記載する。
 - (3) 訂正請求書に形式上の不備がある場合
形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。
 - (4) 訂正請求に係る保有個人情報が第 32 条第 1 項各号に該当しない場合又は同条第 3 項の期間を徒過した後に訂正請求がなされた場合
本条例に基づく保有個人情報の開示を受けていない旨又は開示を受けた日から 90 日を過ぎている旨をそれぞれ記載する。

- 【書式】 条例施行規程様式第 10 号 個人情報訂正決定通知書
条例施行規程様式第 11 号 個人情報非訂正決定通知書

第 36 条（訂正決定等の期限）関係

第 36 条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 33 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第 1 趣旨

本条は、開示決定等の場合と同様、訂正決定等の期限を設けることとし、その期限についても、同様に 30 日以内としたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 「事務処理上の困難その他正当な理由」としては、訂正請求に理由があるかどうかを確認するために行う調査に時間を要する場合、調査の結果に基づき訂正するか否かあるいはどの範囲で訂正するかの判断に時間を要する場合等が想定される。
- 2 本条の解釈及び運用については、第 26 条を参照のこと。

【書式】 条例施行規程様式第 7 号 決定期間延長通知書

第 37 条（訂正決定等の期限の特例）関係

第 37 条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条及び前項の規定により訂正決定等をするべき期間については、任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている期間は算入しない。

第 1 趣旨

本条は、訂正決定等に特に長期間を要する場合の期限の特例を定めるものである。また、議会という組織の性質上、任期満了等に伴い訂正決定等の決定権者が不在である期間が生じ得るため、当該期間は訂正決定等をするべき期間には算入しないことを明記している。

第 2 解釈及び運用

- 1 訂正請求に係る保有個人情報についての事実関係を確認するための調査や、調査結果に基づき訂正を行うか否かの判断等を行うに当たって、特に時間を要するため、訂正請求があった日から 30 日以内はもとより、第 36 条第 2 項の規定に基づく期限の延長（30 日以内）を行ったとしても当該期限内（60 日以内）に訂正決定等を行うことが困難な場合には、本条に規定する期限の特例規定を適用することとなる。
- 2 第 27 条との違いは、本条の場合、訂正決定等に特に長期間を要する主たる理由が、保有個人情報が著しく大量であることではなく、事実認定に時間を要することにあるので、第 27 条のように 60 日以内に相当の部分について開示決定等を行い、残りについて相当の期間内に開示決定等をする仕組みではなく、単に「相当の期間内」に訂正決定等をすれば足りるとしているところである。

【書式】 条例施行規程様式第 8 号 決定期間特例延長通知書

第 38 条（保有個人情報の提供先への通知）関係

第 38 条 議長は、第 35 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 1 趣旨

本条は、訂正請求に基づき訂正を行う保有個人情報を第三者に提供していた場合、提供先において当該誤った保有個人情報が利用されることを予見することができるときには、訂正制度の趣旨が活かされるよう、提供先に対して、訂正を行った旨を通知することを規定したものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 「必要があると認めるとき」と規定されているように、本条は、常に当該保有個人情報の提供先への通知を義務づけているわけではない。これは、例えば、過去に保有個人情報の提供を受けた機関が、もはや当該保有個人情報を利用する事務を全く実施しておらず、また、過去においても、提供を受けた保有個人情報に基づいて本人に不利益な決定を行った事実がないことも明らかであるような場合には、必ずしも通知する必要がないためである。
- 2 「必要があると認めるとき」の判断は、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用目的等を勘案して個別に判断されることになる。

【書式】参考様式第 13 号 保有個人情報提供先への訂正決定通知書（例）

第3節 利用停止

第39条（利用停止請求権）関係

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令又は会議規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

第1 趣旨

本条は、何人も、一定の義務違反がある場合に自己の保有個人情報の利用停止を請求する権利を有することを定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 本条例又は他の法令の規定によらずに何らかの方法で入手した情報について直接、利用停止請求が行われることも考えられるが、この場合、まずは本条例による開示決定又は他の法令の規定による開示が必要であることを教示するなど適切な情報提供を行う（第32条第1項参照）。なお、開示決定等を経ることなく行われた利用停止請求については、第42条第2項の規定に基づき利用停止しない旨の決定を行う。

2 請求期間を徒過している場合には、利用停止請求をしようとする者に対して、再度開示請求を行う必要がある旨を教示する。再度の開示請求手續を経ることなく行われた利用停止請求については、第42条第2項の規定に基づき利用停止しない旨の決定を行う。

3 利用停止請求者が求める保有個人情報の利用停止に関して、他の法令又は会議規則の規定に基づく特別の手續がある場合には、当該手續による。例えば、鳥取県議会会議規則第54条に発言の取消に係る規定があるため、会議録に記載された発言については、当該規定によらずに本条の規定による消去を求めることはできない。

4 「消去」には、保有個人情報の匿名化を含む。

5 「提供の停止」は、それ以後の提供を停止することであり、提供した保有個人情報の回

収は含まれない。ただし、個人情報取扱事業者には、違法な提供を行った責任があり、提供先と連絡し、個人の権利利益に対する侵害の拡大防止のために最善の措置を講ずるべきである。

第 40 条（利用停止請求の手続）関係

第 40 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第 1 趣旨

本条は、利用停止請求をする場合の具体的手続を定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 利用停止請求の趣旨とは、どのような措置を求めるかの結論であり、その記載については、「〇〇の利用を停止せよ。」「〇〇を消去せよ。」などのように、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の措置（利用の停止、消去又は提供の停止）を求めるのが明確となっているかを確認する。当該保有個人情報が、適法に取得されたものでなく、かつ、違法な利用目的外の提供が行われていることを理由とするような場合には、保有個人情報の消去及び提供の停止を同時に求めることも可能である。
- 2 利用停止請求の趣旨及び理由の記載から、第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当することを理由として利用停止請求が行われているかどうかを確認する。
- 3 利用停止請求の理由の記載については、事実確認のための調査等を行うことができる程度の事実が明確かつ具体的に記載されていることが必要である。これらの記載が不十分な場合、補正を求める。
- 4 例えば、本条例が定める例外事由に該当する場合以外に利用目的以外の提供が行われていることのみを理由とする場合には、保有個人情報の提供の停止を求めることができるが、保有個人情報の消去を求めることはできない。そのような請求があつた場合には、利用停止請求者に対して補正を求める。
- 5 本人又は代理人であることの確認、電子申請については、第 20 条を参照すること。
- 6 形式上の不備とは、第 1 項の記載事項が記載されていない場合や本人確認書類が提示又は提出されていない場合等が該当する。利用停止請求に係る保有個人情報が条例又は

法令の規定による開示を受けていない場合及び第 39 条第 3 項の期間を経過した後に利用停止請求がなされた場合は、形式上の不備には該当しない。これらは請求の本質的な内容であり、その変更は請求の本質を失わせるものであるから、補正の範囲を超えることとなるためである。この場合、第 42 条第 2 項の規定により利用停止をしない旨の決定を行うこととなるが、再度開示請求を行ったうえで訂正請求を行うことを教示するなど、適切な情報提供を行うことが望ましい。

- 【書式】 条例施行規程様式第 12 号 個人情報利用停止請求書
参考様式第 2 号 委任状（第 20 条参照）
参考様式第 3 号 本人確認チェックシート（第 20 条参照）

第 41 条（保有個人情報の利用停止義務）関係

第 41 条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第 1 趣旨

本条は、利用停止請求に対して利用停止義務が発生する場合を定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 適切な調査の結果、第 39 条第 1 項各号に規定する事由に該当しないことが判明し、利用停止請求に理由があると認められない場合には、利用停止しない旨の決定を行う。
- 2 適切な調査を行ったにもかかわらず、第 39 条第 1 項各号に規定する事由に該当するかどうか判明せず、利用停止請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、利用停止決定を行うことができず、利用停止しない旨の決定を行う。
- 3 適切な調査の結果、第 39 条第 1 項各号に規定する事由に該当することが判明し、利用停止請求に理由があると認められる場合（利用停止請求に係る請求内容の一部について理由があると認められる場合を含む。）には、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要か否かの判断を行った上で、利用停止する又は利用停止しないのいずれかの決定を個別に行う。
- 4 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第 39 条第 1 項各号に規定する事由に違反する状態を是正することを意味する。
- 5 「必要な限度で」対応することが義務づけられているため、利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用のみが違反状態にあるのであれば、当該一部の利用停止のみを行えば足りる。また、請求者が当該保有個人情報の消去を求めた場合であっても、利用の停止によって当該保有個人情報の適正な取扱いが確保されるときには、利用の停止を行えば足り、消去まで行う必要はない。
- 6 利用停止請求は、当該請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するためになされるものであり、利用停止決定の効果は、当該請求に係る保有個人情報の利用に限定される。当該保有個人情報に基づいて過去になされた行政処分の効力は、本条の利用停止により直接の影響を受けるわけではない。
- 7 「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があるかどうかを判断するに当たっては、利用停止のもたらす支障と利用停止のもたらす利益を比較衡量しなければならない。

第 42 条（利用停止請求に対する措置）関係

第 42 条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

第 1 趣旨

本条は、利用停止請求に対する利用停止決定等の手続を定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 利用停止請求者が代理人である場合であって、利用停止することの決定の通知を受け取る時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認することが望ましい（利用停止については、違法な利用状態を是正することは適正な行政運営にも資するものであるため、開示請求とは異なり、利用停止請求後に代理人が資格を喪失した場合の届出に関する規定までは置いていない。）。
- 2 利用停止請求に基づき、当該請求内容の一部について利用停止を実施することを決定した場合（例えば、利用停止請求書には 10 か所の利用停止が記載されているが、利用停止の決定はこのうちの 5 か所だけとした場合等）には、利用停止決定を行う。また、保有個人情報の消去を求めているが利用の停止を決定する場合等のように、当該利用停止請求を受けて必ずしも請求の趣旨どおりの利用停止決定を行わなくても請求に理由があると認めて何らかの利用停止を行う場合にも、利用停止決定を行うこととなる。これらの場合、利用停止決定通知書に不利用停止とした部分及びその理由、利用停止請求の趣旨と異なる利用停止を行うことを決定した理由等について記載する。
- 3 利用停止しない理由は、利用停止請求者が明確に認識することができるよう、可能な限り具体的に記載する必要がある。また、該当する利用停止しない理由は全て提示する。
 - (1) 利用停止請求に理由があると認められない場合
事実を確認するためにどのような調査を行ったのか、調査の結果、どのような事実が判明したのか等について記載する。
 - (2) 利用停止が個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な範囲を超える場合
利用停止請求に理由があると認められるにもかかわらず、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要かどうかという観点からみて、当該保有個人情報を利用停止する必要があると判断する具体的な理由について記載する。
 - (3) 利用停止請求書に形式上の不備がある場合
形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。
 - (4) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けていない場合又は第 39 条第 3 項の期

間を徒過した後に訂正請求がなされた場合

本条例（又は法令）に基づく保有個人情報の開示を受けていない旨又は開示を受けた日から 90 日を過ぎている旨をそれぞれ記載する。

- 【書式】 条例施行規程様式第 13 号 個人情報利用停止決定通知書
条例施行規程様式第 14 号 個人情報非利用停止決定通知書

第 43 条（利用停止決定等の期限）関係

第 43 条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 40 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第 1 趣旨

本条は、開示決定等の場合と同様、利用停止決定等の期限を設けることとし、その期限についても、同様に 30 日以内としたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 「事務処理上の困難その他正当な理由」としては、利用停止請求に理由があるかどうかを確認するために行う利用の実態等の調査に時間を要する場合、調査の結果に基づき利用停止するか否かあるいはどの範囲で利用停止するか判断に時間を要する場合等が想定される。
- 2 本条の解釈及び運用については、第 26 条を参照のこと。

【書式】 条例施行規程様式第 7 号 決定期間延長通知書

第 44 条（利用停止決定等の期限の特例）関係

第 44 条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条及び前項の規定により利用停止決定等をするべき期間については、任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている期間は算入しない。

第 1 趣旨

本条は、利用停止決定等に特に長期間を要する場合の期限の特例を定めるものである。また、議会という組織の性質上、任期満了等に伴い利用停止決定等の決定権者が不在である期間が生じ得るため、当該期間は利用停止決定等をするべき期間には算入しないことを明記している。

第 2 解釈及び運用

本条の解釈及び運用については、第 27 条及び第 37 条を参照のこと。

【書式】 条例施行規程様式第 8 号 決定期間特例延長通知書

第4節 審査請求

第45条（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）関係

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第1 趣旨

本条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、法第106条の規定に準じ、審理員指名の規定を適用しないこととしたものである。

第2 解釈及び運用

本条は、行政不服審査法第9条第1項ただし書の「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」に該当するため、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、審査庁（鳥取県議会議長）の審査手続に関する行政不服審査法の規定は、同条第3項の規定により読み替えて適用され、また、第17条（審理員となるべき者の名簿）、第40条（審理員による執行停止の意見書の提出）、第42条（審理員意見書）及び第50条第2項（裁決書への審理員意見書の添付）の規定は、適用されない。

第 46 条（審査会への必要的諮問）関係

第 46 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開条例第 20 条に規定する鳥取県議会情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第 1 趣旨

本条は、行政不服審査法に基づく審査請求について、裁決に当たり第三者機関の判断を経ることで、公正で客観的な解決を期待して、「鳥取県議会情報公開・個人情報保護審査会」に諮問する義務を規定したものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 鳥取県議会情報公開・個人情報保護審査会への諮問は、諮問書を提出して行う。諮問に際しては、審査会における調査審議の効率化に資するため、原則として、開示請求書等、開示決定等通知書等及び審査請求書その他の審査請求人が提出した資料の写しのほか、審査請求に対する考え方やその理由を記載した諮問理由書を添付する。なお、審査会に対する開示決定等に係る保有個人情報の提示については、第 48 条を参照のこと。
- 2 第 1 項各号に規定する場合を除き、審査会の答申を受けた後でなければ、裁決を行ってはならないことは当然である。
- 3 裁決の主文が審査会の答申書と異なる内容である場合は、異なることとなった理由を裁決書に記載しなければならない（行政不服審査法第 50 条第 1 項第 4 号）。

- 4 審査請求人等が審査会に対して意見書等の提出等を行うことができるのは諮問後であるから、諮問時期が審査請求人等に明確にされる必要がある。第2項の規定により諮問の通知を行わなければならないのは、審査請求人及び参加人のほか、参加人となり得ることが明確な利害関係者である。第2項第2号は、第三者から審査請求があった場合を念頭に置いたものであり、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者がまだ参加人になっていない場合に、参加の機会を与えるために通知することとしている。同項第3号は、利害関係を有することが明らかな反対意見書提出者に参加の機会を与えるために通知することとしている。
- 5 なお、例えば第三者に意見書提出の機会を与えることなく不開示決定を行った場合のように、開示に反対の意思を有するが反対意見書を提出する機会が与えられなかった第三者が存在することも考えられるが、当該第三者の存在を把握しているときは、行政不服審査法第13条第2項の規定に基づき、当該第三者に参加人として参加することを求めることが適当であると考えられる。

- 【書式】 参考様式第14号 審査請求書（例）
参考様式第15号 諮問書（例）
参考様式第16号 諮問理由説明書（例）
参考様式第17号 諮問した旨の通知書（例）
参考様式第18号 裁決書（例）

第 47 条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）関係

第 47 条 第 28 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第 1 趣旨

本条は、開示に反対の意思を有する第三者の審査請求を拒否する場合及び第三者の意に反して開示すべき旨の裁決を行う場合に、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保すること等を目的として必要な手続きを定めるものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 本条各号のいずれかに該当する場合には、第 28 条第 3 項と同様に、開示を実施する日までに 2 週間以上の期間を置かなければならず、また、裁決後直ちに、第三者に裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
- 2 第 28 条第 3 項中「開示決定の日」とあるのは「裁決の日」と読み替えられることになるが、裁決は、審査請求人に送達されることによってその効力を生ずる（行政不服審査法第 51 条）ので、当該「裁決の日」は、審査請求人に送達された日と解される。
- 3 処分の取消しの審査請求は、違法又は不当な行政処分により直接に自己の権利利益を侵害された者が行うことができるものと解されており、不開示決定を受けた開示請求者に限らず、開示決定に係る保有個人情報に自己の情報が含まれている第三者であって当該情報が開示されることにより自らの権利利益が害されることとなる者も行うことができる。逆にいえば、そのような開示決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法であり、却下されることとなるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、本条第 1 号では、審査請求に係る適格を有しないことを理由とした却下も対象となる。
- 4 「開示決定等を変更し、（中略）保有個人情報を開示する旨の裁決」とは、行政不服審査法第 46 条第 1 項又は第 47 条の規定に基づき、原処分を開示決定に変更する裁決を指す。当該保有個人情報の一部についてのみ開示することとし、その他の部分は不開示のままとする決定を含むが、この場合は、当該開示する部分について第三者が反対の意思を表示している場合である。開示決定等を取り消す裁決については、再度開示請求に対する開示・不開示の決定を行うことになるので、第 28 条第 3 項が直接適用される。
- 5 「第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合」とは、第三者が審査請求の手続において開示に反対の旨の意見書の提出又は口頭意

見陳述を行っている場合を意味する。原処分を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、第46条第2項の規定により諮問をした旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本条の適用はない。

第 48 条（調査審議手続）関係

第48条 第46条第1項の規定による諮問に基づき審査会が行う調査審議に係る手続については、情報公開条例第25条から第29条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる情報公開条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第25条第1項	公文書	保有個人情報
第25条第3項	公文書に記録されている	保有個人情報に含まれている
第27条第2項	第13条第1項及び第2項	個人情報保護条例第28条第1項及び第2項
第29条	第17条第1項	個人情報保護条例第46条第1項

第1 趣旨

鳥取県議会情報公開審査会（本条例制定前）は、情報公開条例に係る審査請求について調査審議する機関であったが、本条例の制定に際し、本条例に係る審査請求について調査審議することが所掌事務に加えられ、「鳥取県議会情報公開・個人情報保護審査会」として改編・拡充された。情報公開条例と本条例に係る開示決定等の規定は表裏一体の関係にあり、それぞれの審査請求の対応において各条例の解釈が異なることがないようにし、また、一つの審査会に機能を集約することで審議の充実化・効率化を図るためである。本条は、本条例制定前から鳥取県議会情報公開審査会が蓄積してきた経験を今後も活用するため、鳥取県議会情報公開・個人情報保護審査会における調査審議手続について、情報公開条例における手続きを踏襲することとしている。

第2 解釈及び運用

- 1 本条の規定により読み替えて準用する情報公開条例の規定は、次のとおりである。

情報公開条例

（審査会の調査権限）

第25条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 議長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は議長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査請求人等の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

（意見の陳述）

第26条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

（意見書等の提出）

第27条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

2 審査会は、審査請求に係る諮問に対し開示決定をすべき旨の答申をしようとするときは、個人情報保護条例第28条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかった第三者に対し、意見書又は資料を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 前2項の規定により審査請求人等又は第三者が意見書又は資料を提出する場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該審査請求人等又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審査会は、第1項及び第2項の意見書又は資料が提出されたときは、その写しを当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

（調査審議手続の非公開）

第28条 審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第20条第3号の事務に係る調査審議の手続については、この限りでない。

（答申書の送付等）

第29条 審査会は、個人情報保護条例第46条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、その概要を、審査会が適切と認める方法により公表するものとする。

2 第25条関係

（1）第25条第1項の規定による保有個人情報の提示（いわゆるインカメラ審理）は、「必

要があると認めるとき」の鳥取県議会情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の権限であり、自ら提示することが審査庁としての義務ではないものの、提示することによる行政上の不利益は通常生じることはなく、審議の迅速化を図る観点から、諮問の際に（諮問書等の提出と同時が望ましい。）、可能な限り審査請求に係る保有個人情報の内容を提示することが、その後の審議を円滑に進めることに資するものと考えられる。

(2) 第25条第1項、第3項又は第4項の規定による求め・調査の必要性については、個々の事案に応じて、審査会に諮って決定する。

(3) 第25条第4項には、「その他必要な調査」をすることができる」と規定されているので、同項で列举されたもの以外にも、諮問庁に対する口頭による説明要求、物件の提出要求、審査請求人又は参加人に対する質問など、審査会が必要と認める調査をすることができる。

3 第26条関係

(1) 審査請求人が審査会における調査審議手続に詳しいとは限らないため、審査請求人等に対して諮問した旨の通知を行う際に、第26条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てを行うことができることを教示することが望ましい。

(2) 第26条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあつた場合であっても、「審査会が、その必要がないと認めるとき」は、口頭意見陳述の機会を与えないことができる。例えば、審査会が審査請求人の意見を全面的に認める意向である場合、すでに同一の保有個人情報について過去に審査会が審理しており、その開示・不開示についての判断が先例として確立しており、その後の事情の変化により先例を見直す必要も認められないような場合などには、口頭意見陳述の機会を与えないことができるものと考えられる。

4 第27条関係

(1) 3(1)と同様に、審査請求人等に対して諮問した旨の通知を行う際に、第27条第1項の規定による意見書又は資料の提出を行うことができることを教示することが望ましい。

(2) 意見書又は資料の提出は、原則として時期の制限はないが、審査がほぼ終結した段階で重要な意見書又は資料の提出により最初から議論をやり直す必要が生じること等を避けるため、第3項の規定により、審査会は意見書又は資料の提出期限を定めることができることとしている。

(3) 「相当の期間」は、意見書又は資料を準備し提出するのに社会通念上必要と認められる期間でなければならない。もし、審査会が定めた提出期間が短すぎたために、意見書又は資料の提出ができなかった場合には、このことを裁決の違法事由として主張し得る。

5 第28条関係

審査会は、不開示決定がなされた文書も必要に応じて実際に見分して調査審議を行うため、特定の個人のプライバシーや法人等の営業秘密等に関する情報が審査過程で現れることが想定され、また、当該具体の事案の解決のために行政上の秘密に属するような事

項についても会議で説明する必要が生じることもあるため、公開になじまないものである。一方、ただし書きにおいて、本条例第 52 条の規定による諮問に係る審議については、特定の私人についての紛争に関わるものではないため、公開の場で審議を行うべきものとされている。

6 第 29 条関係

- (1) 審査会の答申の内容が審査請求人及び参加人に確実に伝達されることを担保するため、答申書の写しを送付するとともに、審査会における審議の経過等の透明性確保の観点から、答申内容の公表を義務づけたものである。
- (2) 答申の内容は、県議会のホームページに公開している。公開するのは答申書そのものではなく、答申の「概要」で足りるため、答申書の中に、審査請求人や参加人の氏名、住所等、公表するのが不適當な情報が含まれている場合は、その部分は公開しない。

- 【書式】 参考様式第 19 号 意見書又は資料の提出要求書（例）
参考様式第 20 号 提出された意見書又は資料の送付書（例）
参考様式第 21 号 口頭意見陳述申立書（例）
参考様式第 22 号 口頭意見陳述の実施通知書（例）
参考様式第 23 号 口頭意見陳述を実施しない旨の通知書（例）
参考様式第 24 号 意見書又は資料の提出期限通知書（例）
参考様式第 25 号 答申書（例）

第4章 雑則

第49条（適用除外）関係

第49条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

第1 趣旨

本条例第3章の規定は、散在情報も対象に含めているが、散在情報の中には同一の利用目的に係るもので未整理のものが著しく大量に保有されている場合がある。これらの情報に含まれる特定の保有個人情報に対して開示請求があった場合、当該情報の検索を義務づけてしまうと、他の業務を完全に停止せざるを得ない等、公益上著しい支障を生ずるおそれがあるため、このような場合には当該情報を議会に保有されていないものとみなすことができることを規定したものである。

第2 解釈及び運用

- 1 分類・整理が未了であり、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるために検索することが著しく困難である保有個人情報については、第3章の規定（第4節の審査請求に関する規定を除く。）は適用されないが、これらの保有個人情報はいずれ分類・整理されることが予定されているものであり、分類・整理された段階で適用されることとなる。
- 2 不開示情報を専ら記録する公文書に限定したのは、情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合に不開示となるものに限定することにより、情報公開条例との均衡を図る趣旨である。
- 3 本項の規定により保有していないものとみなして不存在決定を行った場合であっても、当該不存在決定に対する審査請求があった場合は、第3章第4節の規定に沿って処理を行う必要がある。

第 50 条（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）関係

第 50 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第 1 趣旨

開示請求等の手続きについて、県民等の利便性の向上を確保する観点から、懇切かつ丁寧な説明等を行うことが求められるところであり、このことは、議会における事務処理の円滑化にも資することとなるものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 開示請求においては、開示請求者は開示請求書に「開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載することとされているが（第 20 条第 1 項第 2 号）、本人にとって自己に関する情報がどのように記録されているかを知ることは容易ではない。このように、本人が開示請求その他の権利を行使するに当たり、必要な情報を自力で入手することが困難な場合においては、容易かつ的確に開示請求権等を行使することができるように適切な措置を講ずる必要がある。
- 2 適切な措置として、具体的には、例えば次のようなものが考えられる。
 - (1) 平素から、ホームページ等を通じて県民等の参考となる情報（手続概要、様式等）を提供する。
 - (2) 開示を求める個人情報について、他の法令の規定による開示、訂正又は利用停止の制度があるときや、報道公表資料、官報公示資料等のように、本条例に基づく開示請求を行うまでもなく情報提供することができるものであるときには、その旨を説明し、関係部局等と適切に連携を取りつつ、対応する。
 - (3) 開示請求等をしようとする者がどのような個人情報を知りたいのか、議会に対してどのような対応を求めているのか等について十分聴取する。
- 3 請求目的の聴取について条例は規定していない。求める個人情報が特定されている場合、通例は、その必要がないものと考えられるが、求める個人情報を特定するために、結果として、請求者の関心事項等について聴取することが必要となる場合もある。この場合には、開示請求等をしようとする者がこれらの事項を明らかにするのはあくまで任意によるものであることに留意する。また、必要のない情報は聴取せず、聴取した情報を利用目的以外の目的のために利用することのないようにする。

第 51 条（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）関係

第 51 条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 1 趣旨

議会に対し、個人情報等の利用・提供等に関する様々な苦情があり得る。これらについては、訴訟等によるよりも、むしろ苦情処理によって、簡易迅速な解決を図ることが適当なものが少なくないと考えられる。また、議会にとっても、県民等から寄せられる様々な苦情について誠実かつ迅速に対応することが、議会における個人情報の取扱いに関する県民等からの信頼を確保するために重要である。

第 2 解釈及び運用

このような苦情の多くは、議会における個人情報の日常的な処理・利用との関連において発生するものであることから、まず、議長の責任において、適切かつ迅速な処理に努めることが適切かつ必要である。

第 52 条（審査会への諮問）関係

第 52 条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

第 1 趣旨

本条は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときには、議会内部での検討に限らず、より専門性の高い意見を取り入れるため、審査会に諮問することができることを規定したものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 本条による諮問先の第三者機関は、審査請求に係る諮問機関（第 46 条）と同じである。
- 2 「特に必要であると認めるとき」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

第 53 条（施行の状況の公表）関係

第 53 条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

第 1 趣旨

本条は、条例の施行状況を公表しなければならないことを定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 「公表」は、毎年度 5 月末日までに、前年度の運用状況について、鳥取県公報に登載して行う。情報公開条例第 32 条の規定による公表と併せて行うことが望ましい。
- 2 公表する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数
 - (2) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況
 - (3) 審査請求の件数
 - (4) 審査請求の処理状況（審査会への諮問の状況を含む。）
 - (5) 本条例第 52 条の規定による審査会への諮問及び答申の件数
 - (6) 本条例第 52 条の規定による審査会への諮問の処理状況

【書式】 参考様式第 26 号 条例の施行状況の公表（県公報原稿）

第54条（委任）関係

第54条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第1 趣旨

本条は、条例の施行に際して必要な事項（細則）を議長が別途定めることとしたものである。

第2 解釈及び運用

本条により、「鳥取県議会個人情報保護条例施行規程」を定めている。

第5章 罰則

第55条関係

第55条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第1 趣旨

本条は、正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを不正提供することについて、刑事罰を定めたものである。

第2 解釈及び運用

- 1 「職員」は、議会の事務局の職員（第2条第4項）を指し、議員は含まれない。一般職か特別職かを問わず、常勤か非常勤かも問わないので、審査会の委員も含む。本条は真正身分犯であり、行為時には「職員」ではなく、後に「職員」になったにすぎない者は含まない。
- 2 「職員であった者」とは、退職した者に限らず、失職した者、懲戒免職された者又は議会事務局以外に転出若しくは出向した者も含む。
- 3 派遣労働者は労働者派遣事業の事業主と雇用関係にあるため「職員」には含まれないと解され、また、「委託を受けた業務に従事している者」にも該当しない。そのため、別に派遣労働者についても定めている。
- 4 利用目的の達成に必要な範囲で提供する場合、本条例又は他の法令に基づき提供する場合など「正当な理由」がある場合に処罰すべきではないため、「正当な理由がない」ことを犯罪構成要件としている。
- 5 「個人の秘密」とは、
 - (1) 個人に関する事実であること
 - (2) 一般に知られていない事実であること（非公知性）
 - (3) 他人に知られないことについて相当の利益があること（秘匿の必要性）の要件を具備するものである。個人情報全体ではなく、そのうち「個人の秘密」に属する事項が記載されたものに限定していることに留意する必要がある。
- 6 本条は、個人情報ファイルの保護のみならず、公務が適正に遂行されていることに対する県民の信頼を確保することも目的としているので、提供相手が当該「個人の秘密」を知っていても、罪が成立することがあり得る。この点で、「人の秘密」自体を保護法益とするため、当該秘密を知っている者に対する漏えいが構成要件を満たさない刑法第134条の秘密漏示罪と異なる。

- 7 本条の構成要件に該当する個人情報ファイルは、電算処理ファイルのみである。これは、マニュアル処理ファイルと比較して、電算処理ファイルが漏えいした場合、データ・マッチング等による個人の権利利益の侵害のおそれが大きいためである。なお、マニュアル処理に係る個人情報ファイルに含まれる「個人の秘密」の漏えいは、地方公務員法の守秘義務違反により処罰し得る。
- 8 「複製」とは、データベースを自分のディスク等にダウンロードすること等が該当する。自分のディスク等にダウンロードしたものは、組織共用するものではないため、個人情報ファイルに該当しなくなるが、正当な理由なく第三者に提供された場合、個人の権利利益を著しく侵害するおそれ大きいことから処罰対象としている。
- 9 「加工」とは、データベースのデータの順序を変えたり、選択的に抽出したりすること等が該当する。ただし、加工後のものが特定の保有個人情報を電子計算機により検索可能なように体系的に構成されている必要がある。
- 10 本条にいう「提供」とは、第三者が利用できる状態に置くことをすべて含む。電算処理ファイルをオンラインで送付すること、電算処理ファイルをダウンロードしたディスク等をオフラインで交付することを含むのみならず、「個人の秘密」に該当する事項が表示されたパソコン画面をアクセス権限のない者が自由に閲覧できる状態で放置すること、ID・パスワード等を第三者に知らせて個人情報ファイルを管理するシステムを直接操作することを可能ならしめることも含む。
- 11 地方公務員の守秘義務違反に対する罰則（地方公務員法第60条第2号）は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金であるが、本条は、電算処理ファイルの不正な提供による被害が甚大になり得るものであり、行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、刑を加重したものである。本条は地方公務員法の守秘義務規定の特別規定となり、本条の罪が成立する場合には、法条競合（単一の行為が複数の犯罪の構成要件を満たすようにみえるが、1個の規定のみが規定され、他の規定は適用されない場合）により、地方公務員法上の守秘義務違反の罪には問われない。同様に、刑法第134条の秘密漏示罪と本条の双方の構成要件を満たす場合には、本条が特別規定の関係にあるので、法条競合により、刑法上の秘密漏示罪は成立しない。

第 56 条関係

第 56 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 1 趣旨

本条は、業務に関して知り得た保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用することについて、刑事罰を定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 「前条に規定する者」には、個人情報の取扱いに直接従事していない者も含む。
- 2 「業務」は、過去に従事したものと現に従事しているものの双方を含む。
- 3 本条の対象は「保有個人情報」であり、個人情報ファイルに限定されていないため、散在情報も含まれる。他方、組織共用していない個人情報全般まで広げると、可罰的違法性が問題となり得るため、組織共用している保有個人情報に限定している。
- 4 本条は、「個人の秘密」に限定されないため、保有個人情報に秘密が記録されていない場合であっても、処罰対象となる。
- 5 「提供」とは、第三者が利用できる状態に置くことであり、例えば名簿業者に売却することである。
- 6 「盗用」とは、盗み利用することであり、例えば、受託業者が受託業務に関して知り得た氏名・住所を利用して、兼業している会社のダイレクトメールを発送することである。
- 7 第 10 条は「その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない」ことを規定しているが、本条は、単に第 10 条違反があるのみでなく、「不正な利益を図る目的」で行われたことを要件としている。

第 57 条関係

第 57 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 1 趣旨

本条は、職権濫用により個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集することについて、刑事罰を定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 本条は、職権濫用による犯罪であるので、主体には、事務を委託された者や職員であった者は含まれない。
- 2 「職権」とは、職員が有する職務権限である。「職権を濫用」とは、当該職務権限を違法又は不当に行使すること、又は職権行使に仮託して違法又は不当な行為を行うことを意味する。
- 3 「専らその職務の用以外の用に供する目的」とは、当該職員の職務と全く無関係な目的に利用することを意味し、自己又は第三者の不正な利益を図る目的であるかは問わないので、単に好奇心を満足させる目的の場合を含む。例えば、職員が自己の職務に必要な以外にもかかわらず、好奇心を満足させるために、職務上必要であると偽って、特定の個人の所得に関する情報を収集する場合が考えられる。
- 4 「文書、図画又は電磁的記録」には、これらの複写物を含む。
- 5 「収集」は、文書等の有形の媒体を集める意思を持って自己の占有のもとに置くことをいう。自己が所持する状態に移すことを意味するので、閲覧して記憶したり、聞き取って記憶したりする場合は含まない。なお、収集する文書等の量は問わない。

第 58 条関係

第 58 条 前 3 条の規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 1 趣旨

本条は、第 55 条から第 57 条までの罪について、県の区域外で犯した者に対しても適用することを定めたものである。

第 2 解釈及び運用

条例の地域的効力は県の区域内に限られるのが原則であり、刑罰の適用については属地主義が原則であるが、例外的に、これらの犯罪の構成要件に該当する行為については、場所を問わず行われ得るものであり、個人の権利利益の侵害の程度及び行政に対する信頼の保護の必要性は県の内外を問わず同等であることから、刑罰の実効性を減少させないために、これらの行為が県外において行われた場合にも罰則規定の適用を認める積極的属人主義を定めるものである。

第 59 条関係

第 59 条 偽りその他不正の手段により、第 25 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

第 1 趣旨

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により開示を受けた者に対し、過料を科すことを定めたものである。

第 2 解釈及び運用

- 1 「偽りその他不正の手段」とは、個人情報の開示を受ける手段で、真実でない又は不正なものをいう。例えば、他人の身分証明書や偽造した身分証明書の使用により、他人に成りすまして当該他人の個人情報の開示を受けること等が想定される。
- 2 「過料」は、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である。

【改正履歴】

令和5年3月27日制定（鳥取県議会事務局長伺定め）

令和6年3月22日一部改正（鳥取県議会事務局長伺定め）

令和6年8月9日一部改正（鳥取県議会事務局長伺定め）

【参考文献等】

・「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」 個人情報保護委員会事務局

・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」 個人情報保護委員会

・「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」 個人情報保護委員会事務局

・「新・個人情報保護法の逐条解説」 宇賀克也（有斐閣）